2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 栃木県 | 県 | 個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業 | 補助金 | 県内に所在する自己居住用の住宅又は住宅の敷地内に新たに太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入する個人 | **・太陽光発電設備**<br>7 万円/kW（上限 4kW） | 令和 5 年 5 月 1 日～<br><br>※予算の範囲内 | https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/kouhou/kozinzyutakutaiyoukouhozyo.html | 気候変動対策課<br>カーボンニュートラル推進室 |
| 栃木県 | 宇都宮市 | 令和 5 年度宇都宮市家庭向け脱炭素化促進補助金 | 補助金 | ・補助対象事業に係る住宅の場所に住所を有し、市の住民基本台帳法により記録されている者　等 | **・太陽光発電システム**<br>1 万円/kW（上限 8 万円） | 令和 5 年 5 月 15 日～<br><br>※予算の範囲内 | https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kankyo/ondanka/1030875.html | 環境部環境創造課 |
| 栃木県 | 足利市 | 令和 5 年度足利版住宅エコポイント | 補助金 | ・市内の自ら居住する住宅に省エネルギー対策機器を設置した方　等 | **・太陽光発電システム**<br>2万円分のエコポイント（10kW 未満のもの）<br>**・太陽熱利用システム**<br>1万円分のエコポイント | 令和 5 年 5 月8日～<br><br>※予算の範囲内 | https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/environment/000071/000392/000789/p004416.html | 生活環境部<br>環境政策課 |
| 栃木県 | 佐野市 | 佐野市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援補助金 | 補助金 | 市の住民基本台帳に記録されている方　等 | **・太陽光発電設備**<br>1 万円/kW（上限 9 万円） | 令和 5 年 4 月 3 日　～<br>交付予定額到達まで | https://www.city.sano.lg.jp/kurashi_gyosei/kurashi_tetsuzuki/gomi_kankyo_pet/ondanka/20780.html | 市民生活部<br>気候変動対策課 |
| 栃木県 | 鹿沼市 | 令和 5 年度　鹿沼市家庭用低炭素化促進設備導入報奨金 | 補助金 | 市内の低炭素化設備を設置した住宅の場所に住所を有し、居住している方　等 | **・太陽光発電設備**<br>一律3万円 | 令和 5 年 4 月 3 日　～<br>交付予定額到達まで | https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0126/info-0000007705-1.html | 市民生活部<br>気候変動対策課 |
| 栃木県 | 真岡市 | 令和 5 年度　真岡市住宅用太陽光発電システム等設置補助金 | 補助金 | 自ら居住する市内の対象機器を設置していない住宅に対象機器を設置した者　等 | **・太陽光発電システム**<br>1 万円/kW（上限 4 万円） | 令和 5 年 4 月 1 日～<br>交付予定額到達まで | https://www.city.moka.lg.jp/kurashi_tetsuduki/jutaku_koen/hojo_josei/19718.html | 市民生活部<br>気候変動対策課 |
| 栃木県 | 矢板市 | 矢板市家庭のゼロカーボン推進補助金 | 補助金 | 矢板市に住民登録があり、市税を完納している個人 | **・太陽光発電設備**<br>1.5 万円/kW（上限 5 万円） | 令和 5 年 4 月 17 日～<br>交付予定額到達まで | https://www.city.yaita.tochigi.jp/soshiki/seikatsukankyou/zero-carbon-hojo.html | 生活環境課 |
| 栃木県 | さくら市 | さくら市脱炭素化普及促進事業補助金 | 補助金 | 補助対象事業に係る住宅の場所に住所を有し、住民基本台帳法により記録されている者等 | **・太陽光発電システム**<br>2 万円/kW（上限 8 万円） | 令和 5 年 4 月 3 日～<br><br>交付予定額到達まで | https://www.city.tochigi-sakura.lg.jp/life/000014/000121/000402/p001978.html | 市民生活部<br>生活環境課<br>環境保全係 |
| 栃木県 | 下野市 | 住宅用太陽光発電システム等設置費補助金 | 補助金 | 市内に居住している者　等 | **・太陽光発電システム**<br>1 万円/kW（上限 4 万円） | 令和 5 年 4 月 3 日～<br>交付予定額到達まで | https://www.city.shimotsuke.lg.jp/1732/info-0000007016-3.html | 市民生活部<br>生活環境課<br>環境保全係 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 栃木県 | 益子町 | 住宅用太陽光発電システム等設置費補助金 | 補助金 | 町内に住所を有し、居住している者　等 | **・太陽光発電システム**<br>1 万円/kW（上限 4 万円） | 令和 5 年 4 月 3 日～交付予定額到達まで | https://www.town.mashiko.lg.jp/page/page002261.html | 民生部環境課 |
| 栃木県 | 市貝町 | 家庭用ゼロカーボン推進補助金 | 補助金 | 町内に住所を有する方、又は補助金の申請年度内に町内に住所を有する予定の方　等 | **・太陽光発電システム**<br>一律 8 万円 | 令和 5 年 4 月 3 日～交付予定額到達まで | https://www.town.ichikai.tochigi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=48936 | サシバの里推進室 |
| 栃木県 | 芳賀町 | 芳賀町太陽光発電等整備費補助金 | 補助金 | 町内の既存住宅への設置又は新築住宅への設置をする者　等 | **・太陽光発電システム**<br>4 万円/kW（上限 20 万円） | 令和 5 年 6 月 1 日～交付予定額到達まで | https://www.town.tochigi-haga.lg.jp/kurashi/kurashi/taiyoukouhojokin.html | 環境対策課<br>環境対策係 |
| 栃木県 | 野木町 | 住宅用脱炭素化普及促進設備導入補助金 | 補助金 | 野木町に住所を有している方　等 | **・太陽光発電システム**<br>1 万円/kW（上限 4 万円） | 令和 5 年 4 月 1 日～交付予定額到達まで | https://www.town.nogi.lg.jp/kurashi/kankyou/kankyou_taisaku/page005123.html | 生活環境課<br>環境リサイクル係 |
| 栃木県 | 塩谷町 | 住宅用太陽光発電システム設置費補助 | 補助金 | 自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方　等 | **・太陽光発電システム**<br>1.75 万円/kW（上限 8.7 万円） | 令和 5 年 4 月 1 日～交付予定額到達まで | https://www.town.shioya.tochigi.jp/Info/283 | くらし安全課 |
| 栃木県 | 那珂川町 | 那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金 | 補助金 | 申請者又は申請者と生計を同一にする者が所有し、自ら居住する町内の既築住宅等に対象設備を設置しようとする方　等 | **・太陽光発電システム**<br>2 万円/kW（上限 8 万円） | 令和 5 年 4 月 1 日～交付予定額到達まで | https://www.town.tochigi-nakagawa.lg.jp/life/kurashi/2023-0405-1911-23.html | 生活環境課<br>環境推進係 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 群馬県 | 県 | 群馬県住宅用太陽光発電設備等導入資金融資 | 融資 | 【対象者】<br>(1)県内に居住し、自ら居住する住宅に対象設備を設置する方(転入予定者も含む)<br>(2)自己資金だけでは資金の調達が困難な方<br>(3)県税を滞納していない方<br>(4)事前に購入・着工していない方<br>(5)金融機関が定める審査基準を満たす方<br><br>【対象設備】<br>(1)太陽光発電設備<br>(2)EV 等(電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車)<br>(3)家庭用蓄電池<br>(4)V2H(電気自動車から家庭に電力を供給するコンバーター)<br>＜設備要件＞<br>・(1)、(2)、(3)、(4)ともに、設置又は購入する時点で未使用品であること<br>・太陽光発電設備については、1kW 以上 10kW 未満の設備であること<br>・EV 等については、経済産業省が実施する「CEV 補助金」の補助対象車両(※)として登録されている給電機能を有する電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること<br>・V2H については、経済産業省が実施する「CEV 補助金」の補助対象機器(※)として登録されていること又は当該システムと同等以上の性能を有すること<br>・太陽光発電設備を同時に設置しない場合は、対象設備等を導入する住宅に太陽光発電設備が設置されており、かつ太陽光発電設備と連携できる設備であること<br>(※)補助対象車両・補助対象機器は、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページ(外部リンク)で確認可 | ・償還方法：元利均等月賦償還（元利金等半年賦償還との併用可）<br>・融資利率等：年 1%（固定金利） | R5.4.1～<br>R6.3.31<br>（予算の範囲内） | https://www.pref.gunma.jp/page/5739.html | グリーンイノベーション推進課<br>再生可能エネルギー推進室<br>027-897-2752 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| | | 電力価格高騰対策・再エネ導入支援事業費補助金 | 補助金 | 【補助対象者】<br>〇購入の場合：個人<br>〇電力販売契約（PPA）又はリース契約の場合：PPA 又はリース契約事業者（共同申請者：個人）<br>【補助対象設備】<br>1）太陽光発電設備<br>2）蓄電池<br>＜補助対象設備の主な要件＞<br>〇太陽光発電設備・太陽光発電設備の発電電力が、原則、導入場所の敷地内の自宅で自家消費されるものであること　等<br>〇蓄電池・太陽光発電設備と接続され、太陽光発電設備の発電電力を充放電できるものであること　・蓄電池の供給電力が、原則、導入場所の敷地内の自宅で自家消費されるものであること　等 | 【補助額】〇個人が導入する場合・太陽光発電設備　5万円/世帯・蓄電池　10万円/世帯 | 【交付申請受付期間】<br>R5.3.29～<br>R5.7.31【補助対象事業の実施期間】<br>R4.4.1～<br>R6.1.31※ | ※令和 5 年 3 月 29 日以降に契約等を行う事業については、補助金交付申請・交付決定後に契約等を行い、令和 6 年 1 月 31 日までに事業完了するもので、他の要件を満たす場合を補助対象。※　令和 5 年 3 月 28 日以前に既に契約等を行っている事業については、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 28 日までの間に契約等を行い、令和 6 年 1 月 31 日までに事業完了するもので、他の要件を満たす場合を補助対象。<br>https://www.pref.gunma.jp/page/100130.html | グリーンイノベーション推進課再生可能エネルギー推進室 027-897-2752 |
| 群馬県 | 前橋市 | 令和5年度前橋市家庭用<br>ゼロカーボン推進補助事業 | 補助金 | 次のいずれにも該当する個人<br>1　前橋市内に自ら居住し住民登録がされている店舗兼併用住宅を含む住宅に補助対象となる設備を令和5年4月1日から令和6年2月 29 日までに新規で購入・設置し、受付期間内に申請書類を提出できる方。<br>2　市税を滞納していない方。<br>3　前橋市内に本店・支店等がある事業者から設備の購入又は設置工事を行った方。 | 1.自家発電型給湯器（エネファーム・おひさまエコキュート）：3万円<br>2.定置用蓄電池設備：蓄電容量1kWh あたり1万円（上限5万円）<br>3.外部給電機能付電動車：5万円<br>4.V2H（電気自動車充給電設備）：5万円 | 前期：R5.5.8～R5.9.29<br>後期：R5.10.2～R6.2.29<br>※受付期間内であってもそれぞれの予算額に達した場合は期間内でも終了。 | 前橋市ホームページ<br>https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kankyo/kankyoseisaku/gyomu/4/1/1/23240.html | 環境部環境政策課GX戦略係 |
| 群馬県 | 高崎市 | 高崎市住宅用太陽光発電システム導入補助金 | 補助金 | 〇自ら居住する市内の住宅に、太陽光発電システムを新たに設置し（または、市内の太陽光発電システム付きの住宅を購入し）、自ら電力会社と受電契約を結び、かつ余剰電力の買取契約を結ぶ個人<br>〇2023 年度中に太陽光発電システムに係る電力受給を開始し、かつ定められた申請期限までに補助金交付申請書を提出できる方<br>〇市民であり、市税を滞納していない方 | 1kW あたり 10,000 円<br>上限 50,000 円 | R5.7.1～<br>R6.3.31 | https://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2020040300012/ | 環境政策課<br>027-321-1251 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 群馬県 | 桐生市 | 新エネルギー設備設置補助金 | 補助金 | 1. 桐生市内に住所を有する方<br>2. 自らが居住する市内の住宅に対象設備を設置した方<br>3. 市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していない方<br>4. 住宅が共有名義または他の者による所有の場合は、同意書を提出できる方 | 蓄電池 1KWhあたり 1万円<br>上限 5 万円 | R5.5.1～<br>R6.3.29 | https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/kankyo/1014480/1018543/1018546.html | 環境課<br>0277-46-1111 |
| 群馬県 | 太田市 | 太田市住宅用再エネ機器導入報奨金 | 太田市デジタル金券（OTACO） | 自己が所有し居住する住宅に 2kW 以上を設置した市民 | 一律 5 万円相当 | R5.4.3～<br>R6.3.29 | https://www.city.ota.gunma.jp/page/1021934.html | 脱炭素推進室 |
| 群馬県 | 沼田市 | 沼田市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金 | 補助金 | 太陽光発電システム<br>・自ら居住する沼田市内の住宅に対象システム（太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方が 10kW 未満）を設置する方<br>・低圧配電線と逆潮流有りで連系していること<br>・日本産業規格又は IEC 等の国際規格に適合していること<br>・未使用品であること<br>・過去に同一の対象システム設置に関して沼田市の補助金の交付を受けていない方<br>・令和 6 年 3 月 20 日まで実績報告書が提出できること<br>・世帯全員の市税の滞納がないこと | 1kW あたり 15,000 円<br>上限 70,000 円 | R5.4.1～<br>R6.3.20(予算の範囲内) | https://www.city.numata.gunma.jp/life/kankyo/taiyoko/1003684.html | 環境課<br>環境政策係<br>0278-23-2111<br>内線 3071 |
| | | | | 太陽熱利用システム<br>・自ら居住する沼田市内の住宅に太陽熱利用システムを設置する方<br>・未使用品であること<br>・自然循環型は、太陽熱エネルギーを集熱器により集めて給湯に利用するシステムで、貯湯部分と集熱器部分（平板型又は真空管型）が一体型のもの<br>・強制循環型は、太陽熱エネルギーを集熱器により集めて給湯に利用するシステムで、不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、主に給湯に利用するもの<br>・過去に同一の対象システム設置に関して沼田市の補助金の交付を受けていない方<br>・令和 6 年 3 月 20 日まで実績報告書が提出できること<br>・世帯全員の市税の滞納がないこと | 設置費用の 1/10 以内<br>自然循環型<br>上限 20,000 円<br>強制循環型<br>上限 40,000 円 | R5.4.1～<br>R6.3.20(予算の範囲内) | https://www.city.numata.gunma.jp/life/kankyo/taiyoko/1003684.html | 環境課<br>環境政策係<br>0278-23-2111<br>内線 3071 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 群馬県 | 渋川市 | 渋川市住宅用温暖化対策設備等導入補助金 | 補助金 | 渋川市住宅用温暖化対策設備等導入補助金交付要綱及び要領で規定する要件を満たす下記の設備<br>（1）定置用リチウムイオン蓄電池システム<br>（2）HEMS 機器<br>（3）住宅用太陽光発電システム<br>（4）V2H<br>（5）EV 又は PHEV<br>（6）電気自動車用普通充電設備<br>（7）ペレットストーブ | （1）蓄電池<br>・4kWh 未満：30,000 円<br>・4kWh 以上：50,000 円<br>（2）HEMS：10,000 円<br>（3）太陽光<br>・4kW 未満：30,000 円<br>・4kW 以上：50,000 円<br>（4）V2H：50,000 円<br>（5）EV 又は PHEV：50,000 円<br>（6）普通充電設備：対象経費の2分の1<br>（7）ペレットストーブ：本体価格の2分の1 | R5.4.1～R6.3.31（予算の範囲内） | https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/gomi/ondanka/p006515.html | 市民環境部　環境森林課　森林・気候変動対策係 |
| | | 熱損失防止改修（省エネ）改修等住宅に係る固定資産税の減額 | 減免 | 令和4年4月1日から令和6年3月 31 日までの間に、省エネ（熱損失防止）改修工事を行ったもので、下記要件に該当する家屋<br>■住宅要件<br>①平成 26 年4月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く）<br>②改修後の住宅の床面積が 50 ㎡以上の 280 ㎡以下であること（併用住宅の場合、改修後の居住用部分の床面積の割合が 2 分の 1 以上であること）<br>■工事要件<br>・熱損失防止改修工事を行っていること<br>1　窓の改修（必須）<br>2　床の断熱工事<br>3　天井の断熱工事<br>4　外壁の断熱工事<br>5　太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システム設置工事<br>・熱損失防止改修等工事費用が 60 万円を超えていること(補助金等を除く)<br>（上記 1 から 4 に該当する断熱改修工事費用が 60 万円を超えていること、又は1から4に該当する工事費用が 50 万円を超えており、かつ 5 に該当する設置工事費用と合わせて 60 万円を超えていること） | 改修工事対象家屋について、翌年度に限り固定資産税の3分の1減額<br><br>（長期優良住宅の認定を受けた改修の場合、3分の2減額）<br><br>・1 戸あたり 120 平方メートル相当分まで。<br>・新築住宅軽減と耐震改修等（バリアフリーを除く）減額の処置と同時に適用不可。 | 随時 | https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/zeikin/shizei/p001507.html | 総務部　税務課資産税係 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 群馬県 | 藤岡市 | 藤岡市再生可能エネルギー設備等設置費補助金 | 補助金 | 以下の要件を全て満たしている方<br>(1)市内の自ら居住する住宅（住宅部分の面積が 1/2 以上の併用住宅を含む）に、対象システムを設置する、又は対象システム付き住宅を購入する方<br>(2)市税を滞納していないこと。ただし、転入する予定、又は転入してから 1 年以内の場合は、転入前市町村においても市税を滞納していないこと<br>(3)建物の所有が申請者以外、又は共有者がいる場合、書面により設置承諾を受けていること<br>(4)過去に同一の対象設備に係る市の補助金の交付を受けていないこと | ①太陽光発電設備（蓄電システムと同時設置に限る）<br>1kW あたり 2 万円（上限 8 万円）<br>②蓄電システム（太陽光発電設備と同時設置）<br>1kWh あたり 2 万円（上限 10 万円）<br>③蓄電システム（単体設置）<br>1kWh あたり 1 万円（上限 5 万円）<br>④V2H 設置<br>定額 5 万円 | R5.4.3～<br>R6.3.26 | https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/sinrinkankyobu/kankyo/5/1491.html | 森林環境部<br>環境課<br>環境企画係<br>0274-40-2264 |
| 群馬県 | 富岡市 | 富岡市住宅用新エネルギー機器設置補助金 | 補助金 | 次に掲げる要件をすべて満たす者。<br>(1)市内において、自ら居住する既築住宅等に太陽熱利用システムを設置する人<br>(2)市民または市民となることが確実であると認められる人<br>(3)太陽熱利用システムの設置工事を当該年度中に完了することができる人<br>(4)世帯の全員が市税等を滞納していない人 | 太陽熱利用システムの購入及び据付工事に係る経費 100 分の 10（千円未満の端数切り捨て）<br>上限額は強制循環型が<br>4万円、自然循環型が2万円 | R5.4.1～<br>R6.3.31 | https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1488435652488/index.html | ゼロカーボン推進課<br>0274-62-1511<br>内線 1218 |
| 群馬県 | 安中市 | 太陽熱温水器設置費補助制度 | 申請受付期間までに必要書類を揃え、環境政策課へ提出<br>（申請期間内であっても、予算額に達した時点で終了） | 太陽熱を利用して温水を作り、風呂場、台所等の給湯に用いる一般家庭に備え付けられている温水器 | 補助対象経費の１０％<br>上限１５，０００円（１００円未満切り捨て） | R5.4.1～<br>R6.3.31 | https://www.city.annaka.lg.jp/seikatsu_kankyou/taiyounetu.html | 市民環境部環境政策課 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| | | 住宅用スマートエネルギーシステム設置補助金 | 申請受付期間までに必要書類を揃え、環境政策課へ提出<br>（申請期間内であっても、予算額に達した時点で終了） | ○太陽光発電システム<br>太陽光モジュールの公称最大出力の合計が10kW未満の設備であること<br>パネル設置工事完了後、電力会社との電力受給開始日から90日以内、かつ、当該申請をする年度末までに必要書類を揃え提出。<br>○定置用リチウムイオン蓄電システム<br>住宅用太陽光発電システムが設置された住宅へ新たに蓄電池を設置又は、住宅用太陽光発電システムとともに蓄電池を設置し、常時住宅用太陽光発電システムと接続していること。 | ○太陽光発電システム<br>1kWあたり1万円<br>上限5万円（千円未満切り捨て）<br>○定置用リチウムイオン蓄電システム<br>1kWあたり1万円<br>上限6万円（千円未満切り捨て） | R5.4.1～<br>R6.3.31 | https://www.city.annaka.lg.jp/seikatsu_kankyou/solar.html | 市民環境部環境政策課 |
| 群馬県 | みどり市 | 住宅用新エネルギーシステム等設置補助金 | 補助金 | 以下の要件をすべて満たしている方<br>・住宅の床面積が、延床面積の 1/2 以上である方<br>・市税（国民健康保険税を含む）を滞納していない方<br>・補助は 1 世帯あたり 1 回限りとし、過去に同様のシステムに係る補助を受けていない方<br>【太陽光発電システム】<br>・パネルの最大出力が 10kW 未満であること<br>・低圧配電線と逆潮流ありで系統連系しているもの<br>・令和 5 年度内に電力需給を開始すること<br>・未使用品であること（中古品は除く）<br>【リチウムイオン蓄電池】<br>・蓄電容量が 1kWh 以上であること<br>・壁又は床に固定できる定置型であること<br>・蓄電設備から供給される電力が住居において消費されること | 【太陽光発電システム】<br>最大出力 1kW あたり 3 万円（上限 5 万円）<br>【リチウムイオン蓄電池】<br>1 基当たり 15 万円<br>※太陽光発電システムとリチウムイオン蓄電池の補助金を同時申請する場合は 5 万円を加算 | R5.4.3～<br>R6.3.31 | https://www.city.midori.gunma.jp/www/contents/1554091627081/index.html | 生活環境課<br>0277-76-0985 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 群馬県 | 榛東村 | 住宅用太陽光発電システム設置補助金 | 補助金 | 【補助対象設備】<br>・住宅の屋根等への設置に適しているもの<br>・低圧配電線と逆潮流有りで連携するもの<br>・電力会社と電力需給契約を締結するもの<br>・太陽電池の最大出力の合計値が 10kw 未満のもの<br>・日本工業規格等で認められているもの<br>・未使用のもの<br>【補助対象者】<br>・村内の自ら居住する住宅に発電システムを設置していること、又は村内に自ら居住するため発電システム付き住宅を購入していること。<br>・補助金を受けようとする者及びその者の属する世帯全員が、補助金交付申請時に村税等を滞納していないこと。<br>・過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。 | ○村内業者による工事の場合<br>太陽電池モジュール（太陽光パネル）の公称最大出力 1kw あたり 4 万円（上限 4kw、16 万円まで）。補助金のうち、50%（1,000 円未満は切捨て）は商業振興券で交付。補助金の交付は 1 住宅につき 1 回限り。また、1 世帯につき 1 回限り。<br>○村外業者による工事の場合<br>太陽電池モジュール（太陽光パネル）の公称最大出力 1kw あたり 2 万円（上限 4kw、8 万円まで）。補助金の交付回数は、村内業者による工事の場合と同様。 | 発電システムの設置完了日又は発電システム付き住宅の購入日から 1 年以内に申請 | https://www.vill.shinto.gunma.jp/life/000049/000050/p000150.html | 住民生活課　環境衛生係 |
| 群馬県 | 吉岡町 | 吉岡町住宅用太陽光発電システム設置整備事業 | 窓口にて申請 | ①町内に住所を有し、自ら居住する住宅に発電システムを設置した人、又は自ら居住するため発電システム付き住宅を購入した人。<br>②申請時に世帯全員が町税等を完納していること。<br>③所有者全員から同意がとれていること。<br>④電力会社との電力需給契約を締結しており、売電開始日（電力会社の買取起算日又は購入開始日）が令和5年4月1日から令和6年3月31日であること。<br>⑤過去に本補助金交付要綱による補助金の交付を受けていないこと。（1住宅につき1補助とし、かつ1申請者当たり1回限り）<br><br>法人・集合住宅及び店舗併用住宅（居住部分の延べ床面積が2分の1未満）は補助金の対象になりません。 | 1 キロワットあたり 2 万 5 千円（上限 10 万円） | R5.4.1～<br>R6.3.1 | https://www.town.yoshioka.gunma.jp/kurashi/kankyo/taiyoukou.html | 住民課・住民環境室 |
| 群馬県 | 甘楽町 | 甘楽町住宅用太陽光発電設備蓄電池設置費補助金 | 設置費補助金 | 設備：住宅用太陽光発電設備蓄電池システム<br>人：甘楽町に居住し、自ら居住するための住宅に新たに対象設備を導入する者 | 対象設備の最大出力（kwh 表示）に1万円を乗じた金額（上限 5 万円、千円未満切り捨て） | R5.4.1～ | https://www.town.kanra.lg.jp/jyuumin/kankyo/news/20230310152902.html | 住民課　環境係 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 群馬県 | 中之条町 | 中之条町住宅用再生可能エネルギーシステム設置費補助金 | 設置費補助 | （1）中之条町に住民登録を行っている方。<br>（2）自分が所有若しくは居住する中之条町内の住宅等（併用住宅を含む。）にシステムを設置する方又はシステムが設置された新築住宅を購入する方<br>（3）世帯全員が町税及び使用料等を完納していること。 | （1）太陽光発電システム<br>・1kW あたり 50,000 円<br>・上限 200,000 円<br>（2）定置用リチウムイオン蓄電池システム<br>・1kWh あたり 30,000 円<br>・上限 150,000 円<br>（3）ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）<br>・費用額（税別）の 1/10<br>・上限 20,000 円 | R5.4.1～<br>R6.3.31 | https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/4/1200.html | 企画政策課<br>0279-75-8837 |
| 群馬県 | 嬬恋村 | 嬬恋村住宅用再生可能エネルギーシステム設置費補助金 | 補助金 | ・嬬恋村に住所を有し、自分が所有もしくは居住する嬬恋村内の住宅にシステムを設置する方またはシステムが設置された新築住宅を購入する方。<br>・発電した電力が当該システムを設置した住宅等で消費され、かつ、電力会社と余剰電力の買取り契約を締結する見込みがあること。 | 〇太陽光発電システム<br>・1キロワット当たり5万円<br>・上限20万円<br>・10kw未満 | R5.4.1～<br>R6.1.31(工事完了は<br>R6.3.31 まで | https://www.vill.tsumagoi.gunma.jp/www/contents/1681715837244/index.html | 未来創造課<br>0279-96-1257 |
| 群馬県 | 高山村 | 高山村住宅用太陽光発電システム設置費補助金 | 補助金 | 村内に住所を有する者又は村内に住所を有する見込みのある者（法人は除く。）で、自ら居住する住宅等に設置される発電システム | 1kW あたり 70,000 円<br>上限 200,000 円 | R5.4.1～<br>R6.3.31<br>（予算の範囲内） | https://www.vill.takayama.gunma.jp/02chiiki/taiyoko/taiyoko-hojo.html | 地域振興課<br>0279-63-2111 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 群馬県 | 東吾妻町 | 住宅用太陽光発電システム設置補助金 | 補助金 | ・対象発電システム<br>（1）設置工事着手前に申請された住宅用太陽光発電システムで、太陽電池パネルの公称最大出力の合計値（小数点以下2桁未満は四捨五入）が10キロワット未満のもの。<br>（2）未使用品であること。<br>（3）電力会社と電灯契約及び余剰電力の売電契約を締結するもの。<br><br>・補助対象者<br>（1）本町に住民登録または外国人登録を行っている方。<br>（2）自分が所有若しくは居住する町内の住宅（併用住宅を含む）の屋根等に発電システムを設置するか、発電システムが設置された新築住宅を購入する方。<br>（3）世帯全員が町税及び使用料等を完納していること。 | 設置する発電システムの最大出力値(単位は kw とし、小数点以下第3位を四捨五入する。)をもとに算出し、1キロワット当り町内業者の施工においては4万円、町外業者の施工においては2万5千円を補助します。（1，000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とし、上限は20万円とする。） | R5.4.1～<br>R6.3.31 | https://www.town.higashiagatsuma.gunma.jp/www/contents/1253940543963/index.html | 町民課 0279-68-2111 |
| 群馬県 | 片品村 | 片品村住宅用再生可能エネルギー導入補助金 | | 設置費用 | 設置費用の 30%以内とし、上限 5 万円 | 年度内に工事完了 | | 農林建設課 |
| | | | | 設置費用 | kW 当たり 5 万円を乗じた金額とし、上限は 25 万円 | 年度内に工事完了 | | 農林建設課 |
| 群馬県 | 昭和村 | 昭和村住宅用太陽光発電システム設置補助金 | 補助金 | ⑴昭和村村内において、自ら居住する住宅等に設置される発電システムであること。<br>⑵発電システムの設置工事を当該年度中に完了し、実績報告を提出できること。<br>⑶発電システムに対する補助金の交付は、1 世帯につき 1 回とし、世帯の全員が村税等を滞納していない者に限る。 | 1kW 当たり 25,000 円<br>上限 100,000 円 | R5.4.1～<br>R6.3.31 | https://www.vill.showa.gunma.jp/kurashi/kurashi/hojyokin/2017-0224-1340-29.html | 産業課<br>0278-25-3436 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 群馬県 | みなかみ町 | みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金 | 補助金 | **●対象**<br>①町内の自ら居住する住宅（店舗との併用住宅可）に設置する方及び補助対象設備が設置された自ら居住する予定の住宅（建売住宅）を購入する方（ただし、建売住宅は居住実績がないもの）。<br>②町民である方または町民となることが確実であると認められる方。<br>③世帯の全員に町税等の滞納がない方。<br>④過去において本町から同じ内容の補助を受けていない方（過去に太陽光発電設備の補助金を受けた後、高効率給湯器の補助金を受けることじゃ可能、またはその逆も可能）。<br>**●要件**<br>**□太陽光発電設備**<br>①住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系しているもの<br>②電力会社と受電契約を結び、かつ余剰電力の買取契約が結ばれているもの<br>③太陽電池の公称最大出力の合計が 10 キロワット未満のもの（パワーコンディショ　ナで 10 キロワット未満に制限をかけた場合でも補助対象とならない。）<br>④日本工業規格等で認められているもの<br>⑤未使用品であるもの<br>**□高効率給湯器（太陽熱温水器）**<br>①太陽光に含まれる赤外線を熱として水を温める装置であり、集熱器と貯湯層が一体型又は分離型のもの。<br>②リース品の設置は対象外。購入したものを設置する場合に限る。<br>③水を自然に循環させるもの又は水若しくは不凍液を強制的に循環させるもの。<br>④ヒートポンプとの併用システムは対象外。太陽光発電モジュール一体型は対象。<br>⑤未使用品であるもの。 | **●補助金額**<br>**□太陽光発電設備**<br>設置する太陽電池の最大出力の値（キロワット表示とし、小数点第3位を切り捨てる。以下同じ。）に2万 5,000 円を乗じて得た額（千円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の上限は 10 万円とする。<br>**□高効率給湯器（太陽熱温水器）**<br>自然循環式　1家庭1台　上限 20,000 円<br>強制循環式　1家庭1台　上限 40,000 円 | R5.4.1～<br>R6.3.31 | https://www.town.minakami.gunma.jp/life/09sumai/kankyou/2016-1013-1804-16.html | 環境課<br>0278-64-1168 |
| 群馬県 | 玉村町 | 玉村町住宅用太陽光発電システム設置整備事業 | 補助金 | ・発電システム設置後（系統連系後）90　日以内に必要書類を揃え、交付申請書を提出すること。<br>・町内の自ら居住する住宅に発電システムを設置していること、又は町内に自ら居住するため発電システム付き新築住宅を購入していること。<br>・補助金を受けようとする者及びその者の属する世帯員全員が町税を完納していること。<br>・過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。 | 1kW　あたり 10,000 円上限 50,000　円 | R5.4.1～<br>R6.3.31 | https://www.town.tamamura.lg.jp/docs/2022032200027/ | 環境安全課<br>0270-64-7708 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 群馬県 | 板倉町 | 板倉町住宅用太陽光発電システム設置補助事業 | 補助金 | 町内在住で住宅用太陽光発電システムを設置した者（建売含む） | 25,000(円/kW)<br>※上限 10 万円 | H22 年～ | http://www.town.itakrua.gunma.jp | 住民環境課<br>環境下水道係<br>0276-82-6132 |
| 群馬県 | 明和町 | 明和町住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金 | 補助金 | 自ら居住する町内の住宅に対象システムを設置した者、又は町内に自ら居住するため対象システム付き住宅を購入した者 | 【太陽光発電システム】<br>1kW 当たり 10,000 円<br>上限 10 万円<br>【定置型蓄電池】<br>1kWh当たり 10,000 円、上限 6 万円 | R5.4.1～<br>R6.3.31<br>（予算の範囲内） | https://www.town.meiwa.gunma.jp/life/soshiki/sangyokankyo/kankyohozen/1/5/2442.html | 産業環境課<br>0276-84-3111（代表） |
| 群馬県 | 千代田町 | 住宅用太陽光発電システム設置補助金 | 発電システムの設置完了後、申請期間内に申請書と必要書類を添えて申請 | 自ら居住する町内の住宅に発電システムを設置した方又は町内に自ら居住するため発電システム付き住宅を購入した方（平成22年4月1日以降に引き渡しを受けた方）で、当該者の属する世帯全員が町税及び国民健康保険税を滞納していない方。<br>※発電システムとは、住宅の屋根等への設置に適した、低電圧電流と逆潮流有りで連係し、かつ、太陽電池の最大出力が10キロワット未満の太陽光発電システム及び太陽光発電システムの設置に併せて設置する蓄電容量の合計が1キロワットアワー以上の定置型蓄電池をいう。<br>※住宅とは、専用住宅及び店舗等を併設した併用住宅（ただし、住居部分の床面積が2分の1以上あること。）とし、集合住宅は除く。<br>令和5年度より補助対象・申請期間を設ける<br>・設置完了した日が4月1日から9月30日までの期間にある場合は、当該設置日の属する年の10月1日から翌年の2月末日までの期間<br>・設置完了した日が10月1日から翌年の3月31日までの期間にある場合は、当該設置日の属する年度の翌年度の4月1日から8月31日までの期間 | 【太陽光発電システム】<br>1 キロワット当たり3万円。ただし、上限額6万円<br><br>【定置型蓄電池】<br>1キロワットアワー当たり1万円。ただし、上限額を4万円とします。 | 令和5年度内（予算が無くなり次第終了） | https://www.town.chiyoda.gunma.jp/kankyo/kankyo/kankyo001.html | 建設環境課<br>環境係 |
| 群馬県 | 邑楽町 | 邑楽町住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金 | 交付 | 自ら居住する町内の専用住宅又は併用住宅に発電システムを設置した者又は町内に自ら居住するための発電システム付き住宅を購入した者 | 1kW 当たり 2 万円・上限 6 万円 | ～R8.3.31 | https://www.town.ora.gunma.jp/s017/020/100/040/taiyo.html | 建設環境課 |
| 埼玉県 | 県 | 家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金 | 補助金 | ・埼玉県内の自ら居住する既存住宅に新たに補助対象設備を設置する方 | ○太陽光<br>7 万円／kW（上限 35 万円） | 令和 6 年 2 月 20 日（火）まで<br>※予算額に達した場合は受付を終了。 | 埼玉県 | エネルギー環境課<br>電話番号：048-830-3042 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 埼玉県 | さいたま市 | 「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金 | 補助金 | ・市民（これから市民になる方を含む）が自ら居住する住宅に、省エネ対策を実施するために要する費用の一部を補助。<br>・工事の完了日が令和 5 年 3 月 16 日（木）から令和 6 年 3 月 15 日（金）までのものが対象。<br>・市税に滞納がないことを条件に補助金を交付する。 | ○太陽光<br><4kW 未満>3 万円/件<br><4kW 以上>5 万円/件<br>●太陽熱（自然循環）<br>3 万円/件<br>●太陽熱（強制循環）<br>5 万円/件 | 令和 6 年 1 月 31 日（水）まで（予算がなくなり次第期間内でも受付終了） | さいたま市 | 脱炭素社会推進課<br>普及推進係<br>電話番号：048-829-1316<br>ファクス：048-829-1991 |
| 埼玉県 | 川越市 | 令和 5 年度川越市再生可能エネルギー機器等普及促進事業補助金 | 補助金 | ・自ら居住している市内の個人住宅に補助対象設備を設置する方（既存の住宅への設置）<br>・自ら居住するために市内に個人住宅を建築し、補助対象設備を設置する方（新築・建替）<br>・補助対象設備が設置された市内の個人住宅を自ら居住するために市内に購入する方（建売）<br>・実績報告書提出の時点で川越市に住民登録があり、市税の滞納がない方<br>・過去に同一の補助対象設備に係る補助金の交付を受けていない方（世帯）<br>・同一の補助対象設備について、市が実施する他の補助金を受けていない方（世帯） | ○太陽光<br><新築住宅へ設置、4 kW 以上。蓄電池を同時に設置し、市に補助申請するものに限る>3 万円/件<br><既存住宅へ設置、4 kW 以上>6 万円/件<br>●太陽熱<br>1.5 万円/件 | 令和 5 年 5 月 8 日（月）から令和 6 年 1 月 31 日（水）まで（予算がなくなり次第期間内でも受付終了） | 川越市 | 環境部環境政策課<br>地球温暖化対策担当<br>電話番号：049-224-5866（直通）<br>ファクス：049-225-9800 |
| 埼玉県 | 熊谷市 | 熊谷市再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費補助金 | 補助金 | ・市内の住宅に未使用の太陽光発電システム/太陽熱利用システムを設置する者。<br>・太陽光発電の場合は、電力会社と余剰電力の買取契約を締結し、系統連系を完了していること。 | ○太陽光<br>2 万円/kW（上限 10 万円）<br>●太陽熱（自然循環）<br>1 万円/件<br>●太陽熱（強制循環）<br>3 万円/件<br>「まち元気」熊谷市商品券で交付 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで<br>※予算額に達した場合は受付を終了。 | https://www.city.kumagaya.lg.jp/about/soshiki/kankyo/kankyoseisaku/kankyoseisakuhojo/04saienehojyo.html | 環境政策課<br>環境政策係<br>電話:048-536-1547（直通）<br>ファクス：048-536-2009 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 埼玉県 | 川口市 | 川口市地球温暖化対策活動支援金 | 補助金 | ・市内に住所を有する個人又は市内に所在する区分所有者の団体・市税に滞納がないこと・令和 5 年 3 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日の間に、原則として自らが所有し、かつ居住している住宅又は集合住宅に太陽光発電（太陽熱利用）システムを設置し、又は同システムが設置された新築住宅を購入し、引き渡しを受けたもの（増設は対象外）・その他、支援対象システムごとに定めた交付要件を満たしていること | ○太陽光<br>設置費の 1/2 とし上限額まで市内業者：上限 20 万円/件市外業者：上限 8 万円/件※6kW 以上の場合、2 万円/kW 加算（加算上限 10 万円）<br>●太陽熱設置費の 1/2 とし上限額まで市内業者：上限 20 万円/件市外業者：上限 8 万円/件 | 令和 5 年 5 月 8 日～令和 6 年 3 月 15 日※予算が無くなった場合受付終了 | 川口市 | 環境総務課<br>地球温暖化対策係<br>TEL：048-228-5320<br>FAX：048-228-5382 |
| 埼玉県 | 所沢市 | 令和 5 年度所沢市スマートハウス化推進補助金（家庭用） | 補助金 | 以下の全てを満たす場合<br>1. 自らが居住する市内の住宅に、補助対象事業を実施する方<br>2. 補助金の申請時又は実績報告時に所沢市に住民登録されている方<br>3. 補助金の申請時及び実績報告時に市税の滞納がない方<br>4. 同一の事業について、市のその他の補助金の交付を受けていない方 | ○太陽光発電システム（HEMS又は蓄電池を同時に設置するもの）<br>3 万円/kW（上限 15 万円）<br>●太陽熱利用システム（強制循環）<br>2 万円/㎡（上限 12 万円） | 令和 5 年 6 月 1 日（木曜）～令和 6 年 3 月 22 日（金曜）<br>※予算額に達した場合は受付終了<br>※土・日・祝日・年末年始は除く | 所沢市 | 環境クリーン部<br>マチごとエコタウン推進課<br>電話:04-2998-9133<br>FAX：04-2998-9394 |
| 埼玉県 | 飯能市 | 飯能市住宅用省エネ設備推進補助制度 | 補助金 | 戸建て住宅、店舗等の兼用住宅（当該建築物の延べ面積の 2 分の 1 を超える面積を住宅の用途に供するものに限る。）<br>・市内に住所を有する者（住所を有することとなる者を含む。）であること。<br>・市税を完納していること。<br>※以下は対象外<br>・リース契約及びレンタル契約により設置する場合<br>・PPAなどの実質0円で省エネシステムを設置した場合<br>・過去に市から補助を受けた省エネシステム | ○太陽光<br>1 万円/kW（上限 5 万円）<br>上乗せ<br>①市内事業者への発注1万円<br>②既築住宅への設置1万円<br>①＋②に該当する場合2万円<br>●太陽熱（自然循環）<br>1 万円/件<br>○太陽熱（強制循環）<br>3 万円/件 | 前期分：令和 5 年 4 月 25 日（火）～10 月 31 日（火）<br><br>後期分：令和 5 年 10 月から受付予定 | 飯能市 | 産業環境部<br>環境緑水課<br>電話:042-973-2125<br>ファクス:042-971-2393 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 埼玉県 | 本庄市 | ○本庄市住宅用太陽光発電システム設置補助金<br><br>●本庄市住宅用エネルギーシステム設置補助金 | 補助金 | 自ら居住する市内の住宅にシステムを設置する個人。 | ○太陽光<br>2 万円/kW<br>上限額：7 万円<br>●太陽熱<br>自然循環型：2 万円/件<br>強制循環型：3 万円/件 | ○太陽光<br>令和 5 年 5 月 8 日から予算額に達するまで<br>●太陽熱<br>令和 5 年 4 月 3 日から予算額に達するまで | 本庄市 | 環境推進課<br>ゼロカーボン推進係<br>0495-25-1249 |
| 埼玉県 | 東松山市 | 東松山市既存住宅太陽光発電設備設置奨励金 | 奨励金 | 補助対象設備の要件（以下の全てを満たす太陽光発電設備）<br>・太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が 1kW 以上 10kW 未満のもの<br>・未使用品であるもの（中古品及びリース品は対象外）<br>・発電された電気の一部又は全部を、既存住宅内で自家消費するもの<br>補助対象となる方（以下の全てを満たす方）<br>・自ら所有し、かつ、居住している市内の既存住宅又はその敷地もしくは隣接する土地に太陽光発電設備を設置する個人（カーポートの屋根等に設置し、既存住宅内で自家消費する場合も対象となります。既存住宅内で自家消費しない場合は対象外です。）<br>・住宅及びその敷地等に都市計画法又は建築基準法の違反がないこと（例：カーポートや物置等の別の建築物の屋根に設置する場合は、建築基準法に基づく検査済証の交付を受けていること）<br>・市税の滞納がないこと<br>(注意)申請は工事着工前にしてください。工事着手後の申請はいかなる場合も対象外となります。 | ○太陽光<br>一律 7 万円（地域通貨で交付） | 令和 6 年 2 月 29 日（木曜日）まで<br><br>(注意)受付期間内であっても、予算額に達した場合は受付を終了します。 | 東松山市 | 環境産業部<br>環境政策課<br>電話：0493-63-5006<br>ファックス：0493-23-7700 |
| 埼玉県 | 春日部市 | 令和 5 年度春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業 | 奨励金<br>（市内共通商品券での交付） | 次のいずれにも該当する者<br>・自己又は同居する者が所有する住宅に対象設備を設置し、居住する(予定を含む。)こと<br>・同居する(予定を含む。)全員が市税等の滞納がないこと<br>・設備を設置する住宅又は土地に申請者以外の所有者又は共有者がいる場合、同意をえていること<br>・設備設置完了後、30 日以内又は令和 6 年 2 月 20 日㈫のいずれか早い日までに実績報告書の提出ができること<br>・実績報告をする時点で、設備を設置した住宅に住民登録があること | ○太陽光<br>2万円/kW（上限8万円）<br>◎HEMS<br>上限1万円<br>◎エネファーム<br>上限5万円<br>●太陽熱（自然循環型）<br>1 万円/件<br>●太陽熱（強制循環型）<br>2 万円/件<br>◎蓄電池<br>1万円/1kWh（上限5万円）<br>◎V2H：上限3万円 | 令和 5 年 4 月 1 日～令和 5 年 12 月 28 日（予算の範囲を超えた場合は、受付終了） | 春日部市 | 環境政策課<br>環境政策担当<br>電話:048-736-1111<br>内線：7714 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 埼玉県 | 狭山市 | 令和 5 年度クリーンエネルギー推進補助制度 | 補助金 | 自ら居住する市内の住宅にシステムを設置する方 | ○太陽光<br>4 万円/件<br>●太陽熱（自然循環）<br>1 万円/件<br>●太陽熱（強制循環）<br>2 万円/件<br>○定置用蓄電池<br>5 万円/件<br>○地中熱<br>10 万円/件<br>○家庭用エネルギー管理システム(HEMS)<br>1 万円/件<br>○コージェネレーションシステム（エネファーム）<br>5 万円/件 | 令和 5 年 5 月 8 日から受け付けを行います。（予算の範囲を超えた場合は、受付終了） | 狭山市 | 環境経済部環境課<br>電話:04-2953-1111<br>FAX：04-2954-6262 |
| 埼玉県 | 羽生市 | 羽生市住宅用再生可能エネルギー設備等設置補助金 | 補助金 | 自己の居住を主たる目的として、市内に専用住宅を所有し又は新築する方で、当該住宅に未使用の補助対象設備を設置するもの。 | ○太陽光<br>2 万円/kW<br>（上限 5 万円）<br>○蓄電池<br>5 万円/件 | 実績報告書の提出が、毎年度 3 月 24 日までにできること | 羽生市 | 経済環境部環境課<br>TEL：048-561-1121<br>FAX：048-561-6380 |
| 埼玉県 | 鴻巣市 | 令和 5 年度鴻巣市住宅用省エネルギー機器設置費補助事業 | 補助金 | 市内において自ら居住・所有する住宅、又は居住目的で購入する新築住宅に補助対象となる住宅用省エネ設備を設置する方 | ○太陽光<br>※蓄電システムと併せて新設する場合は蓄電システムの補助と合わせて、上限 10 万円の補助<br>●太陽熱（強制循環）<br>上限 5 万円/件 | 4 月 1 日～予算がなくなるまで（先着順） | 鴻巣市 | 環境課計画担当<br>電話:048-541-1321<br>ファックス：048-577-8462 |
| 埼玉県 | 深谷市 | 令和 5 年度住宅用省エネ設備設置費補助金 | 補助金 | 住民基本台帳の登録地である市内の住宅に、自ら（又は自らと生計を一にする者）が現に居住する個人であり、当該住宅に補助対象事業を実施する者であること | ○太陽光<br>6 万円/件<br>※太陽光、蓄電池/エネファーム、HEMS を導入、同時申請で補助上限に 10 万円を加算 | 令和 5 年 4 月 3 日（月曜日）～令和 6 年 3 月 29 日（金曜日） | 深谷市<br>https://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/kankyosuido/kankyo/tanto/kankyo/seidohojo/13882.html | 環境課<br>電話:048-577-6539<br>ファクス：048-578-7383 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 埼玉県 | 上尾市 | 省エネ対策推進奨励金（令和 5 年度） | 補助金 | ①市内に住所を有し、かつ自ら居住する者であること<br>②申請時において、市税を滞納していないこと | ○太陽光<br>1 万円/kW または購入・設置費用の 2 分の 1 のうち少ない額（上限 3.5 万円）<br>●太陽熱<br>購入・設置費用の 2 分の 1（上限 1 万円）<br>●ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)<br>購入・設置費用の 2 分の 1（上限 1 万円）<br>●蓄電池<br>購入・設置費用の 2 分の1（上限2万円） | 令和 5 年 5 月 8 日（月曜日）から令和 6 年 3 月 29 日（金曜日）（予算に達した時点で受付終了） | 上尾市 | 環境政策課<br>Tel：048-775-6925<br>Fax：048-775-9872 |
| 埼玉県 | 草加市 | 草加市地球温暖化防止活動補助金 | 補助金 | ・購入・設置工事前に申請すること。<br>・補助金申請時に市税を滞納していないこと。<br>・実績報告書の提出時において、市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記載されている者であること。<br>・実績報告書の提出までに、1 ヵ月用エコライフチェックシートを提出すること。<br>・過去に同じ設備で交付を受けていないこと。 | ○太陽光（1kW 以上のもの）<br>7 万円/件<br>●太陽熱<br>2 万円/件 | 令和 5 年 4 月 3 日（月）～令和 6 年 1 月 31 日（水） | 草加市 | 環境課環境推進係<br>電話:048-922-1519<br>ファクス：048-922-1030 |
| 埼玉県 | 越谷市 | 越谷市家庭用ゼロカーボン推進補助金 | 補助金 | （1）自ら居住する住宅に設置する市民若しくは申請年度内に越谷市に居住予定の方、またはマンション管理適正化法に規定する管理組合<br>（2）自ら対象設備を購入し、居住の用に供する一戸建て住宅又は管理するマンションに対象設備を設置する者<br>（3）市税等の滞納がないこと<br>（4）対象設備を設置する建築物の敷地及び建築物等に法令違反がないこと | ○太陽光<br>2 万円/kW<br>（市内業者上限 10 万円）<br>（市外業者上限 8 万円）<br>（マンション上限 10kW20 万円）<br>○リチウムイオン蓄電池<br>5 万円/件<br>○EV・PHEV<br>5 万円/件<br>○V2H<br>5 万円/件<br>○ZEH<br>20 万円/件 | 前期：令和 5 年 5 月 15 日（月）から令和 4 年 5 月 26 日（金）<br>後期：令和 5 年 10 月 23 日（月）から令和 4 年 11 月 2 日（木） | 越谷市 | 環境経済部　環境政策課<br>電話：048-963-9183　ファクス：048-963-9175 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 埼玉県 | 蕨市 | 蕨市地球温暖化対策設備等設置費補助金 | 補助金 | 完了報告時において市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42 年法律第 81 号）の規定による住民基本台帳に記録されている者であって、市税及び国民健康保険税を完納している者とし、法人にあっては法人市民税（当該法人の法人市民税が非課税等の事情がある場合にあっては、法人税）を完納している者とし、かつ、補助金の交付申請をした年度内に全ての手続を完了することができる者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。<br>(1) 自らの住所地に所在し、自ら所有し、かつ、居住する戸建住宅に、地球温暖化対策設備等を設置する個人<br>(2) 地球温暖化対策設備等の設置された市内の新築の戸建住宅を購入し、当該住宅に自ら居住する個人<br>(3) 市内に戸建住宅を新築し、又は購入し、かつ、自ら居住する個人で、当該住宅に地球温暖化対策設備等を設置するもの<br>(9) 建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第3条に規定する区分所有者の団体（以下「管理組合」という。）で、市内に所有する住宅に地球温暖化対策設備等を設置するもの | ○太陽光（戸建住宅）<br>15 万円/件<br>○太陽光（マンション管理組合）<br>30,000 円にシステムを構成する太陽電池の公称最大出力（kW表示とし、小数点未満の端数があるときは切り捨てるものとする。）を乗じて得た額とし、300,000 円を限度とする。 | 前期　令和 5 年 4 月 3 日（月）から令和 5 年 9 月 29 日（金）まで<br><br>後期　令和 5 年 10 月 2 日（月）から令和 6 年 2 月 5 日（月）まで | 蕨市 | 市民生活部<br>安全安心推進課<br>生活環境係<br>電話:048-443-3706 |
| 埼玉県 | 戸田市 | 戸田市環境配慮型システム等設置費補助金制度 | 補助金 | (1)既築の個人住宅の所有者で当該住宅にシステムを設置する者<br>(2)システムが設置された新築の建売個人住宅を取得する者<br>(3)個人住宅の新築又は取得に併せ、当該住宅にシステムを設置する者<br>(4)既築の集合住宅の区分所有者で当該住宅にシステムを設置する者 | 2 万 5 千円にシステムを構成する太陽電池の最大出力（kW 表示とし、小数点第 3 位以下の端数があるときは、これを四捨五入）を乗じて得た額<br>（千円未満切捨て。）<br>（上限 20 万円） | 令和 5 年 4 月 3 日から令和 6 年 1 月 31 日まで（申請額の合計が予算額を超えた時点で受付終了） | 戸田市 | 環境課<br>電話:048-441-1800 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 埼玉県 | 入間市 | 入間市ゼロカーボンシティ推進設備設置費補助金 | 補助金 | 【太陽光発電システム（FIT・FIP 制度の認定を取得していないもの）】<br>次のいずれにも該当するもの（未使用品に限る）<br>①太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーともに、日本産業規格（JIS 規格）にて認定を取得したもの<br>②電力会社との系統連系に伴う電力受給契約に基づき電力の受給を開始しているもの<br>③設置する太陽電池モジュールの最大出力が2.5kW 以上のもの<br>④リース品でないことが書類で確認できるもの<br>⑤性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの<br>⑥得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること<br>⑦FIT・FIP 制度の認定を取得しないものであること<br>⑧導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の30％以上とすること<br>⑨国庫補助金が原資となる他の補助金を受けていないもの<br>【太陽光発電システム（その他のもの）】<br>次のいずれにも該当するもの（未使用品に限る）<br>・上記①～⑤に該当するもの<br>・「太陽光発電システム（FIT・FIP 制度の認定を取得しないもの）」に該当しないもの | ・太陽光発電システム（FIT・FIP 制度の認定を取得しないもの）：7 万円/kW（35 万円まで）<br>・太陽光発電システム（その他のもの）：10 万円 | 前期　令和 5 年 5 月 1 日～6 月 16 日<br>後期　令和 5 年 10 月 2 日～11 月 17 日 | https://www.city.iruma.saitama.jp/gyosei_joho/18/9314.html | 環境経済部<br>エコ・クリーン政策課<br>電話：04-2964-1111<br>内線：4263～4265 |
| 埼玉県 | 朝霞市 | 創エネ・省エネ設備設置費補助制度 | 補助金 | ・市税の滞納がなく、市内に住所を有しており、かつ自ら居住する市内の住宅に設置する太陽光発電システムであること。また、発電した電気を自家使用し、余剰電力を電力会社に売電するシステムであること。<br>・市内に所在する集合住宅に設置する発電システムで、発電された電力を当該集合住宅の共用部分にのみ使用し、管理組合で電力会社と電力需給契約を結ぶ管理者等。<br>※新築の戸建住宅は、対象外です。 | ・太陽光発電システム<br>3.5 万円/kW<br>（戸建住宅：上限 10 万円,集合住宅：上限 50 万円） | 令和 5 年 4 月1日から令和 6 年 2 月 29 日まで<br>※予算額に達し次第受付終了となります。 | ・家庭用燃料電池<br>・リチウムイオン蓄電池<br>・雨水貯留槽<br>・HEMS<br>・V2H<br>の設置も補助対象。<br>URL<br>https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/14/souenesyouene.html | 環境推進課<br>電話：048-463-1512 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 埼玉県 | 桶川市 | 桶川市住宅用新・省エネルギー機器設置費補助制度 | 補助金 | ・機器の設置工事前の申請であること<br>・市内に住宅を自ら所有し、居住する既存の住宅又は新築住宅（一つの住宅を複数の用途に使用する場合は、当該住宅の延べ面積の過半を居宅に供するものに限る。）に住宅用新・省エネルギー機器を設置する者であること。<br>・住宅用新・省エネルギー機器を設置する住宅及びその敷地に都市計画法又は建築基準法も違反がないこと。<br>・前年度分の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）に未納がないこと。<br>・住宅用新・省エネルギー機器の設置完了時に桶川市に住民登録があること。<br>・設置機器は未使用品であること。 | ・太陽光（2kW 以上 10kW 未満）<br>5 万円/件<br>・太陽熱利用システム<br>3 万円/件 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 21 日まで<br>※予算額に達し次第受付終了となります。 | 桶川市 | 環境対策推進課<br>tel:048-788-4924<br>fax:048-786-3740 |
| 埼玉県 | 久喜市 | 令和5年度久喜市ゼロカーボン推進補助金 | 補助金 | ・工事完了日が令和5年3月9日（木）～令和6年3月8日（金）<br>・市内に自ら（または生計を一にする方）が所有または新築し、居住する住宅に設置する方。<br>・市内に存する補助対象機器が設置された建売住宅を、自らが居住するために購入する方。<br>※二世帯住宅は、どちらか一方の世帯が住宅を所有している場合でも、完全に別世帯として生活し、補助対象設備を別々に契約して購入・設置し、それぞれの居住場所で使用する場合は両方の世帯が対象。<br>・過去に同一の補助対象機器に係る補助を受けていない方。<br>・前年度までの市税を滞納していない方。<br>・実績報告書の提出時に、補助対象機器を設置した久喜市内の住宅に住民票がある方。 | ○太陽光<br>6 万円/件<br>●太陽熱<br>1.5 万円/件 | 令和 5 年 5 月 8 日（月）から令和 5 年 12 月 28 日（木）<br>（申請総額が予算額を超えた場合は抽選） | 久喜市 | 環境経済部環境課<br>電話:0480-85-1111 |
| 埼玉県 | 北本市 | 住宅用省エネルギー機器設置費補助金 | 補助金 | 市内に住宅を所有し居住していること、または、新築し居住すること。<br>機器を設置する住宅やその敷地に建築基準法および都市計画法違反がないこと。<br>市税に未納のないこと。<br>令和 6 年 3 月 20 日（水曜日）までに実績報告書を提出できること。<br>機器設置完了時に北本市に住民登録のあること。<br>設置機器は未使用品であること。 | ○太陽光発電システム（1kW 以上） 5 万円<br>●太陽熱利用システム（強制循環型） 5 万円 | 令和 5 年 7 月 3 日から令和 6 年 3 月 20 日まで（予算がなくなり次第期間内でも受付終了） | 北本市 | 市民経済部環境課<br>環境政策・保全担当<br>電話番号<br>048-594-5524<br>FAX<br>048-592-5997 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 埼玉県 | 八潮市 | 令和 5 年度八潮市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金 | 補助金 | ・自ら居住する市内の既存住宅または新築住宅（併用住宅の場合、居住用部分の床面積が総床面積の2分の1以上を占めるもの）に補助対象設備を設置した者<br>・市民であるもの又は市民となることが確実であると認められる者<br>・市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していない者<br>・（太陽光発電システムのみ）当該年度の4月1日から3月20日までに電気事業者と特定契約を締結している者<br>・過去に補助金の交付を受けたものがない者<br>※設置工事完了後の申請 | ○太陽光発電システム<br>（1kW 以上 10kW 未満）<br>3 万円/件<br>○家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）<br>1 万円/件<br>○自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）<br>1 万円/件<br>○蓄電池システム<br>5 万円/件<br>○電気自動車等充給電設備（V2H）<br>5 万円/件 | 令和 5 年 4 月 10 日（月曜日）から令和 6 年 3 月 21 日（木曜日）まで | 八潮市 | 生活安全部<br>環境リサイクル課<br>環境保全係<br>電話番号/048-996-2111<br>（内線 338）<br>FAX/048-995-7367 |
| 埼玉県 | 富士見市 | 富士見市地球温暖化防止活動支援補助金交付事業 | 補助金 | 市税の滞納がなく、次に該当する方。<br>・過去に同一または同種の交付対象機器に係る補助金の交付を受けていないこと。<br>・市内の住宅（新築・既築）に交付対象機器を設置した方、または設置してある市内の新築住宅を購入した方（当該住宅に居住し住民登録があること）<br>※自己居住であれば、集合住宅及び併用住宅（二分の一以上の居住面積）も対象。 | ○太陽光　5 万円/件<br>○定置用リチウムイオン蓄電池　5 万円／件<br>※HEMS 併設で 2 万円／件加算 | 令和 5 年 6 月 1 日(木曜日)から令和 6 年 2 月 15 日(木曜日)まで | 富士見市 | 経済環境部環境課<br>環境保全係<br>電話:049-252-7129 |
| 埼玉県 | 三郷市 | 三郷市家庭用ゼロカーボン促進補助金 | 補助金 | ・電気自動車を購入する市内在住または申請年度内に在住予定のかた<br>・太陽光発電システム等を設置する個人住宅（新築・既築）<br><br>・市税の滞納がないかた | ○太陽光<br>新築 1 万円/kW<br>（上限 5 万円）<br>既築 2.5 万円/kW<br>（上限 10 万円）<br>○蓄電システム<br>5 万円/件<br>○エネファーム<br>4 万円/件<br>○V2H<br>5 万円/件<br>○EV・PHEV<br>5 万円/件 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 月末頃<br>（※予算額に達した場合は受付終了） | 三郷市<br>https://www.city.misato.lg.jp/item/45007.htm#itemid45007 | クリーンライフ課<br>環境政策室<br>電話:048-930-7715 |
| 埼玉県 | 蓮田市 | 自然エネルギー活用システム設置費補助制度 | 補助金 | 実績報告の提出時に蓮田市の住民票が提出でき、市内の自ら居住する住宅に最大出力 1 キロワット以上の太陽光発電システムを新規で設置すること。 | ○太陽光<br>システム 1 台あたり<br>上限 5 万円 | 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 2 月 9 日まで（予算額達し次第受付終了） | 蓮田市 | みどり環境課<br>環境担当<br>電話:048-768-3111<br>内線：224 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 埼玉県 | 坂戸市 | 坂戸市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業 | 補助金 | ・自ら居住し、又は居住しようとする市内に存する住宅に、電力を供給する目的で、発電システムを設置する方<br>・自らが居住するために発電システムが設置された市内に存する住宅を購入する方。 | ○太陽光<br>5 万円/件（現金 3 万円、商品券 2 万円で支給） | 令和 5 年 4 月 1 日から予算の範囲内まで（先着順） | 坂戸市 | 環境政策課<br>企画調整係<br>電話:049-283-1331<br>内線 365 |
| 埼玉県 | 幸手市 | 幸手市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 | 補助金 | 市内に住所を有し、自らが現に居住し、又は居住しようとする住宅（店舗併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 以上に限ります。）に初めて太陽光発電システムを設置する人 | ○太陽光<br>2 万円/kW<br>（上限 8 万円） | 令和 5 年 5 月 16 日から予算の範囲内まで（先着順） | 幸手市 | 環境課環境担当<br>0480-48-0331 |
| 埼玉県 | 吉川市 | 住宅用太陽光発電設備等設置事業補助金 | 補助金 | 1.市内に居住していること（補助金の交付申請の日の属する年度の末日までに市内に居住する予定であること）<br>2.自ら所有し、かつ、自らの居住する一戸建ての既存住宅もしくは新築 ZEH に太陽光発電設備又は蓄電池若しくはその両方を設置すること | ○太陽光発電設備<br>＜4kW 以上＞4 万円/件<br>＜4kW 未満＞3 万円/件<br>○蓄電池<br>5 万円/件<br>○太陽光発電設備と蓄電池を同時に設置した場合：発電容量に限らず 10 万円/件 | 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日（予算額に達した場合は受付終了） | 吉川市 | 環境課環境保全係<br>048-982-9698<br>（直通） |
| 埼玉県 | ふじみ野市 | ふじみ野市住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金 | 補助金 | 以下すべての要件を満たす方<br>・既存の住宅もしくは新築する住宅に補助対象機器を設置しようとする方または補助対象機器が設置された建売住宅を購入する方（住宅は市内の戸建て住宅で、自己の居住用のものに限る。）<br>・市内に住所を有する方又は転入予定者<br>・世帯全員が市税を滞納していない方<br>・過去に同様の市の補助金の交付を受けたことがない方<br>※既に設置されている機器の入替は対象外 | ●太陽光発電システム：1 キロワットあたり 2 万円(上限 7 万円)(1,000 円未満の端数は切り捨て)/件<br>●強制循環型太陽熱利用システム：3 万円/件<br>●エネファーム：5 万円/件<br>●定置型リチウムイオン蓄電池：1 キロワットアワーあたり 2 万円(上限 7 万円)(1,000 円未満の端数は切り捨て)/件<br>●V2H(電気自動車等充給電システム)：5 万円/件 | 令和 5 年 5 月 8 日(月)午前 8 時 30 分から令和 6 年 2 月 29 日(木)午後 5 時 15 分まで（予算がなくなり次第終了） | ふじみ野市 | 環境課環境係<br>電話番号：049-262-9021（直通） |
| 埼玉県 | 白岡市 | 令和 5 年度白岡市住宅用創エネ・省エネ機器設置費補助金 | 補助金 | ・市内に住所を有し、又は申請受付開始日から実績報告書の提出期限までに市内に住所を有しようとする方<br>・自ら居住する市内に所在する既存住宅、又は自ら居住するために市内に購入する既存住宅に、補助対象機器を設置する方 | ○太陽光<br>3 万円/件 | 令和 5 年 4 月 14 日（金）から受付<br>予算の範囲内にて先着順。予算に達した場合は、受付を終了 | 白岡市 | 環境課<br>環境保全担当<br>0480-92-1111<br>（内線 284・285） |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 埼玉県 | 三芳町 | 令和 5 年度　三芳町住宅用太陽光発電システム等設置補助金 | 補助金 | (1) 町内の住宅に電力を住宅に供給する目的で発電システム等を設置した者又は発電システム等を設置した町内の建売住宅を購入した方<br>(2) 自ら居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている方<br>(3) 発電システム等を設置する建築物及び建築物の敷地等に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）等の違反がないこと<br>(4) 町税等を滞納していない方<br>(5) 過去において同一又は同種の住宅用太陽光発電システム等に係る補助金の交付を受けたことがない方（同一世帯含む） | ○太陽光・蓄電池<br>5 万円/件<br>（補助件数 40 件） | 【予定】令和 5 年 6 月 20 日(火)～令和 6 年 3 月 29 日(金)<br>※（受付期間内であっても、予算額に達したところで受付終了） | 三芳町 | 環境課<br>環境対策担当<br>049-258-0019<br>（内線 202・203） |
| 埼玉県 | 越生町 | 越生町再生可能エネルギー設備等普及促進事業補助金 | 補助金 | 自ら居住し、又は居住しようとする町内の 1 戸建て住宅に再生可能エネルギー設備等を設置する方で、町税を滞納していない方。 | ○太陽光<br>6 万円／件<br>（補助件数7件）<br>○家庭用燃料電池<br>6 万円／件<br>（補助件数1件）<br>○リチウムイオン蓄電池<br>6 万円／件<br>（補助件数 4 件） | 令和 5 年 4 月 3 日(月)～令和 6 年 2 月 29 日(木) | 越生町 | まちづくり整備課<br>新エネルギー対策担当<br>049-292-3121 |
| 埼玉県 | 滑川町 | 滑川町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 | 補助金 | 町内において自ら居住し、または居住しようとする 1 戸建て住宅に再生可能エネルギー設備を設置する個人で、町税を滞納していない方。 | ○太陽光<br>5 万円/件 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 10 日までに実績報告書を出せる方 | 滑川町 | 環境課<br>生活環境担当<br>0493-56-6909 |
| 埼玉県 | 小川町 | 小川町ゼロカーボンシティ推進補助金 | 補助金 | 町内において自ら居住する、または居住する予定の住宅に新たに対象設備を設置する方で、町税を滞納していない方。 | ●太陽熱<br>3 万円/件<br>○太陽光<br>2 万円/kW<br>（上限 8 万円） | 令和 5 年 4 月 3 日から令和 6 年 1 月 31 日まで<br>※予算額に達した場合は、受付終了 | 小川町 | 環境農林課<br>環境保全担当<br>0493-72-1221<br>（165） |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 埼玉県 | ときがわ町 | ときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱 | 補助金 | (1)自ら居住する町内の既存住宅若しくは新築住宅（住宅が併用住宅の場合は、居住用部分の床面積が総床面積の2分の1以上を占めるもの）又はその附属建物（車庫、物置等）に新規に発電システムを設置した者<br>(2)市町村税等の滞納がない者<br>(3)過去に同一の補助対象機器に係る補助を受けていない者 | ○太陽光<br>2 万円/kW（上限 6 万円）<br>（補助件数 10 件） | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで | ときがわ町 | 農林環境課<br>環境担当<br>0493-65-0814 |
| 埼玉県 | 横瀬町 | 横瀬町住宅環境改善及び空き家活用促進補助事業 | 補助金 | ①　自己の居住のために使用している一戸建ての住宅及び併用住宅<br>②　空き家（以下の条件あり）<br>・工事完了後 1 年以内に自らが居住若しくは事業を開始する<br>・工事完了後 1 年以内に第三者の居住のために貸し出す | ○太陽光<br>1.5 万円/kW（上限 5 万円）<br>○ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）<br>設置費用額の<br>1/10(上限 1 万円) | 令和 5 年 4 月 1 日から随時受付。<br>※（受付期間内であっても、予算額に達したところで受付終了） | 横瀬町 | 振興課<br>産業・環境グループ<br>TEL0494-25-0114 |
| 埼玉県 | 皆野町 | 住宅用太陽光発電設備設置費補助金 | 補助金 | ○住宅用太陽光発電<br>・自ら居住する既存住宅（併用住宅の場合は、住宅部分の面積が総面積の 2 分の 1 以上）に設置し、自ら電力会社と受電契約を結ぶ者<br>・補助金の交付は1住宅につき1回限りとする。<br>・町税等の滞納がないこと。 | ○太陽光<br>＜4kW 以上＞10 万円<br>＜2 以上 4kW 未満＞5 万円 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで<br>※予算額に達した場合は受付を終了。 | 皆野町 | 町民生活課<br>0494-62-1232 |
| 埼玉県 | 小鹿野町 | 小鹿野町住宅用太陽光発電システム及び蓄電システム設置費等補助金 | 補助金 | 補助金の交付を受けることができる者は、町内に住所を有し、又は町内に居住を予定し、かつ、自ら居住若しくは居住する予定の住宅（併用住宅の場合、住宅部分の面積が総床面積の2分の1以上のものに限る。）に対象設備を設置、又は対象設備が設置された建売住宅を購入し、自ら電力会社と受電契約を結び、かつ、余剰電力の買取契約を結ぶ者又はPPAモデル（第三者所有モデル）のサブスクリプション契約を結ぶ者とする。町税の滞納がないこと。 | ○太陽光発電設備<br>5万円/件<br>○蓄電池　5 万円/件 | 令和 5 年 6 月 12 日（月）から予算がなくなり次第受付終了 | 小鹿野町 | 住民生活課<br>0494-75-4170 |
| 埼玉県 | 東秩父村 | 住宅用太陽光発電システム設置費補助金 | 補助金 | ・村内に住所を有していること<br>・発電システムを設置する建築物及び建築物の敷地等に建築基準法等の違反がないこと<br>・申請時において村税の滞納がないこと | ○太陽光<br>10 万円/件<br>（補助件数 2 件） | 令和 4 年 4 月から随時受付。予算の範囲内にて先着順。予算額に達した場合は、受付を終了 | 東秩父村 | 保健衛生課<br>0493-82-1777 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 埼玉県 | 寄居町 | 寄居町エコハウス推進事業補助金 | 補助金 | 町民、または新たに町民となる方で、自らが居住するための住宅へ、エコハウス事業を実施し、期限までに実績報告書を提出できる方が対象。<br>※HEMS 機器の設置を条件とする | ○太陽光発電設備、家庭用蓄電池、V2H（7万円/基）<br>○太陽熱利用システム（3万5千円/基）<br>※エコハウス事業ごとの補助対象経費から国、県の補助金等の補助額を控除した額の 1/2 のいずれか低い額<br>※立地適正化計画加算：寄居町まちなか居住促進補助金の交付決定を受けた者（加算10万円/基） | 令和 6 年 2 月末日まで<br>※予算の範囲を超えた場合は、受付終了 | 寄居町 | 生活環境エコタウン課<br>048-581-2121<br>（内線 223・224） |
| 埼玉県 | 杉戸町 | 杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金 | 補助金 | 町内で、自ら居住している住宅、または自ら居住するために新築する予定の住宅にエネルギーシステムを設置する方 | ○太陽光<br>5 万円/件<br>（補助件数 25 件）<br>※上記に HEMS 併設で 1 万円/件加算<br>（補助件数 10 件）<br>○蓄電池<br>5 万円/件<br>（補助件数 30 件）<br>※上記に HEMS 併設で 1 万円/件加算<br>（補助件数 10 件）<br>○家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）<br>5 万円/件<br>（補助件数 10 件）<br>○太陽熱（強制循環/自然循環）<br>3 万円/件<br>（補助件数 10 件） | 令和 5 年 4 月 3 日（月）から令和 6 年 3 月 8 日（金）※（予算の範囲を超えた場合は、受付終了） | 杉戸町 | 環境課<br>環境保全担当<br>0480-38-0401 |
| 埼玉県 | 松伏町 | 松伏町住宅用環境配慮型システム設置費補助金 | 補助金 | 町内の既存及び新築の一戸建て住宅に太陽光発電設備または電気自動車等充給電設備（V2H）を設置し、当該住宅に自ら居住し、自ら電力会社と電力受給契約を締結する個人の方。 | ○太陽光発電システム<br>○V2H<br>5 万円/件<br>（補助件数　30 件） | 令和 5 年 5 月 10 日（水）午前 9 時から<br>受付終了：令和 6 年 2 月 29 日(木)午後 5 時 | 松伏町 | 環境経済課<br>生活環境担当<br>048-991-1840・1839 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 千葉県 | 千葉市 | 千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 | 補助金 | ○太陽光発電設備<br>自ら居住する市内の住宅（既築）に未使用の太陽光発電システムを設置する者<br>○太陽熱利用システム<br>自ら居住する市内の住宅に未使用の太陽熱利用システム（強制循環式に限る）を設置する者 | ○太陽光発電設備<br>1kW 当たり 2 万円<br>上限 9 万円<br>○太陽熱利用システム<br>5 万円 | 令和 5 年 5 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日まで<br>※予算が無くなり次第終了 | http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hozen/ondanka/renewable-energy-hojo.html | 千葉市<br>環境保全部<br>環境保全課<br>環境影響評価班<br>電話：043-245-5185 |
| 千葉県 | 銚子市 | 銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 | 補助金 | ○太陽熱利用システム<br>市内において自ら居住する住宅若しくはこれから新たに居住しようとする住宅に、太陽熱利用システムを設置する場合。または太陽熱利用システムが設置されている市内の住宅を購入し、自ら居住しようとする場合。 | ○太陽熱利用システム<br>上限 5 万円 | 令和 5 年 5 月 8 日から受付開始<br>※予算が無くなり次第終了 | http://www.city.choshi.chiba.jp/simin/gyousei/cat04/kankyouhozen/2020-0225-1509-46.html | 銚子市<br>生活環境課<br>電話：0479-24-8910 |
| 千葉県 | 市川市 | 市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付事業 | 補助金 | ○太陽光発電設備<br>自ら居住する市内の住宅（店舗、事務所等と併用するもの、共同住宅を含む）に未使用の太陽光発電設備を設置する者。<br>エネルギー管理システム（HEMS）又は、定置用リチウムイオン蓄電システムが設置されていること。県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により、補助対象設備を購入した場合は、対象外。<br>○太陽熱利用システム<br>自ら居住する市内の住宅（店舗、事務所等と併用するもの、共同住宅を含む）に未使用の太陽熱利用システムを設置する者<br>未使用の太陽熱利用システムが設置された自己居住用の建売住宅を購入する者 | ○太陽光発電設備<br>完成している住宅に太陽光発電設備の設置工事を行い、蓄電池又は HEMS が設置されている場合、1kW 当たり 2 万円（上限 9 万円）、市内事業者施工の場合 1kW 当たり 2 万 5 千円（上限 112,500 円）<br>○太陽熱利用システム<br>上限 5 万円（強制循環型のみ） | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日まで | http://www.city.ichikawa.lg.jp/env01/1111000130.html | 市川市<br>環境部<br>総合環境課<br>エネルギー戦略グループ<br>電話：<br>047-712-5782 |
| 千葉県 | 船橋市 | 船橋市住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金 | 補助金 | ○太陽光発電設備<br>自ら居住する市内の住宅(店舗併用含む)に未使用の太陽光発電システムを新規に設置した個人。<br>なお、太陽電池モジュールの最大出力またはパワーコンディショナの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナを設置する場合は、系列ごとを合計した数値）が 10kW 未満であること。<br>また、申請日までに、エネルギー管理システム（HEMS）または定置用リチウムイオン蓄電システムが当該住宅に設置されていること。<br>○太陽熱利用システム<br>自ら居住する市内の住宅(店舗併用含む)に未使用の太陽熱利用システムを設置した個人、または太陽熱利用システムが設置された市内の住宅(建売住宅)を購入し居住している個人。<br>なお、集熱方式が強制循環型に分類されるものに限る。 | ○太陽光発電設備<br>太陽電池モジュールの最大出力またはパワーコンディショナの定格出力の小さい方（複数のパワーコンディショナを設置した場合は、系列ごとを合計した数値）の kW数に対して1kW 当たり 1.5 万円<br>上限 6 万円<br>○太陽熱利用システム<br>5 万円 | 令和 5 年 5 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日まで | https://www.city.funabashi.lg.jp/machi/kankyou/004/p029346.html | 船橋市<br>環境部環境政策課<br>ゼロカーボンシティ推進室<br>電話：047-436-2465 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 千葉県 | 館山市 | 館山市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 | 補助金 | ○太陽熱利用システム<br>以下の条件をすべて満たすこと<br>・要件を満たす設備であること<br>・実績報告書提出までに市内に住所を置くこと<br>・過去に同一の設備に対し，館山市から補助金の交付を受けていないこと<br>・館山市税の滞納がないこと<br>・第三者に所有権がある場合，その者の同意があること<br>・集熱方式が「自然循環型」に分類されるものは対象外 | ○太陽熱利用システム<br>上限5万円 | 令和 5 年 5 月 1 日～令和 6 年 2 月 29 日まで | http://www.city.tateyama.chiba.jp/kankyou/page100073.html | 館山市<br>建設環境部環境課<br>電話：0470-22-3352 |
| 千葉県 | 木更津市 | 木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 | 補助金 | ○太陽熱利用システム<br>・市に納付すべき税を完納している者<br>・自ら居住する市内の住宅（店舗等の併用住宅を含み、集合住宅、賃貸住宅を除く）に未使用の太陽熱利用システム(集熱方式が「自然循環型」に分類されるものは除く)を設置する者<br>・未使用の太陽熱利用システムが設置された自己居住用の建売住宅を購入する者 | ○太陽熱利用システム<br>上限 5 万円 | 令和 5 年 4 月 18 日から令和 6 年 1 月 31 日まで | https://www.city.kisarazu.lg.jp/kurashi/kankyo/shoene/1001459.html | 木更津市<br>環境部環境政策課<br>政策係<br>電話：0438-36-1442 |
| 千葉県 | 松戸市 | 松戸市住宅用省エネルギー設備等設置促進事業 | 補助金 | ○太陽熱利用システム<br>・自らが居住する市内に所在する住宅に補助対象設備を導入する市民。<br>・当該年度の4月1日から申請日までに工事着工、工事完了、支払いが完了。<br>・（一財）ベターリビングにより優良住宅部品として認定を受けているもの（集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く）。 | ○太陽熱利用システム<br>上限 5 万円 | 申請期間<br>令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 11 日<br>※予算が無くなり次第終了 | http://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/kankyou/tikyuuondanka/hojokin/shoene.html | 松戸市<br>環境部<br>環境政策課<br>電話：047-366-7089 |
| 千葉県 | 野田市 | 野田市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 | 補助金 | ○太陽熱利用システム<br>自ら居住しているか、もしくは新たに居住した市内の住宅（店舗併用含む）に省エネルギー設備を設置した方、又は省エネルギー設備が設置されている市内の住宅（建売住宅）を購入し、自ら居住している方<br>ただし、集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。 | ○太陽熱利用システム<br>上限 5 万円 | 令和 ~~5~~ 年 4 月 3 日から令和 6 年 2 月 29 日まで | https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/oshirase/toshi/1037516.html | 野田市<br>環境部<br>環境保全課<br>電話：04-7199-7489 |
| 千葉県 | 茂原市 | 茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 | 補助金 | ○太陽光発電設備<br>自らが居住している本市内の既築住宅に未使用の発電設備を設置する者で、HEMS または蓄電池を設置している者。<br>○太陽熱利用システム<br>自らが居住若しくは居住を予定している本市内の住宅に未使用の省エネルギー設備を設置する者又は建築住宅供給者等から自らが居住する市内の省エネルギー設備付き住宅を購入する者。ただし、集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。 | ○太陽光発電設備<br>1kW 当たり 2 万円<br>上限 9 万円<br>○太陽熱利用システム<br>上限 5 万円 | 令和 5 年 4 月 3 日から開始<br>※予算が無くなり次第終了 | http://www.city.mobara.chiba.jp/0000004665.html | 茂原市<br>経済環境部<br>環境保全課<br>環境対策係<br>電話：0475-20-1504 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 千葉県 | 成田市 | 成田市住宅用省エネルギー設備設置費補助金 | 補助金 | ○太陽光発電設備<br>自ら居住する市内の住宅に未使用品の住宅用太陽光発電システムを設置した市民（蓄電池または HEMS の併設要件あり）<br>○太陽熱利用システム<br>自ら居住する市内の住宅に未使用品の太陽熱利用システムを設置した個人、または未使用品の太陽熱利用システムが設置された市内の住宅を購入した個人。自然循環型を除く。 | ○太陽光発電設備<br>1kW 当たり 2 万円<br>上限 9 万円<br>○太陽熱利用システム<br>5 万円 | 令和5年 4 月 1 日から<br>令和6年 3 月 31 日まで | https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page111200.html | 成田市<br>環境部環境計画課<br>計画係<br>電話：0476-20-1533 |
| 千葉県 | 佐倉市 | 佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 | 補助金 | ○太陽熱利用システム<br>市内の住宅（店舗等の併用住宅を含む。以下同じ。）のうち、自ら居住するものに補助対象設備を設置する者。自ら居住するために補助対象設備が設置された住宅を購入する者。自ら居住するために住宅を新築し、併せて補助対象設備を設置する者。自然循環型を除く。 | ○太陽熱利用システム<br>上限 5 万円 | 令和 5 年 8 月 1 日から<br>令和 6 年 2 月 29 日まで<br>※予算がなくなり次第終了 | https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/seikatsukankyoka/267/17172.html | 佐倉市<br>環境部<br>生活環境課<br>電話：043-484-6716 |
| 千葉県 | 旭市 | 旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金 | 補助金 | ○太陽光発電設備<br>自ら居住する市内の住宅に 10kw未満の太陽光発電設備を設置する者、または設置された市内の住宅を購入する者。（いずれも未使用品の設備であること。）<br>市税を滞納していないこと。<br>○太陽熱利用システム<br>自ら居住する市内の住宅に太陽熱利用システムを設置する者、またはそれが設置された市内の住宅を購入する者。（いずれも未使用品であり、集熱方式が「自然循環型」でないこと。）<br>市税を滞納していないこと。 | ○太陽光発電設備<br>1kW 当たり 1 万円<br>上限 5 万円<br>○太陽熱利用システム<br>上限 5 万円 | 令和 5 年 4 月 1 日受付開始 | https://www.city.asahi.lg.jp/soshiki/8/11162.html | 旭市<br>環境課環境政策班<br>電話：0479-62-5328 |
| 千葉県 | 習志野市 | 習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 | 補助金 | ○太陽熱利用システム<br>申請日において、本市に住民登録があり、市町村民税の滞納がない者で、次のいずれかに該当する者<br>(1) 自らが居住する市内に所在する住宅に未使用の省エネルギー設備を設置した者<br>(2) 未使用の省エネルギー設備があらかじめ設置された市内に所在する住宅を自らの居住用に取得した者 | ○太陽熱利用システム<br>上限 5 万円 | 令和 5 年 7 月 3 日から令和 6 年 2 月 29 日まで<br>※予算額に達した場合は、その時点で受付終了 | http://www.city.narashino.lg.jp/joho/keikaku/toshikankyo/25082016.html | 習志野市<br>都市環境部<br>環境政策課<br>電話：047-453-9291 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 千葉県 | 市原市 | 市原市住宅用設備等脱炭素化促進補助金 | 補助金 | ○太陽光発電設備<br>補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。<br>(1)令和5年4月1日から令和6年2月28日までの間に補助対象事業を着工し、かつ完了すること。<br>(2)市原市暴力団排除条例（平成23年市原市条例第13号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等ではないこと。<br>(3)個人（集合住宅用充電設備を設置する者は除く。）においては、「交付申請書」を提出する日までに、当該申請書に記載された補助対象設備の導入場所に住所を有し、住民基本台帳に記録されていること。<br>(4)市税を滞納していないこと。<br>(5)設備の導入費等を負担し、設備等を所有すること<br>※所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。<br>(6)補助対象設備の導入をリースで行う場合には、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うこと。この場合において、リース契約は次のいずれかを満たすものとし、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元すること。<br>ア　リース期間が財産処分制限期間（5. 処分の制限を参照）以上の契約となっていること。<br>イ　アを満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。<br>(7)同一の補助対象設備について、市が交付する他の補助金の交付申請を行わないこと。<br>(8)補助対象設備の導入後、事業効果等に関する市の調査に協力できること。 | ○太陽光発電設備<br>設置する太陽電池の最大出力(小数点以下第 3 位を四捨五入)に 1 キロワットあたり 2 万円を乗じて得た額とし、9 万円を限度とする。ただし、その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。<br>○太陽熱利用システム<br>上限 5 万円<br>補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 2 月末日まで<br>※先着順のため、受付期間であっても予算に達した時点で受付を終了します。 | https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=6244474116ccd70f95c4f7bd | 市原市<br>環境部環境管理課<br>電話：0436-23-9867 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 千葉県 | 流山市 | 流山市住宅用省エネルギー設備設置補助金 | 補助金 | ○太陽光発電設備<br>1. 自ら居住する市内に存する住宅に、市内の事業者（事業所が流山市内に所在するものをいう。）から未使用（中古品不可）の太陽光発電設備を購入し、設置したこと。<br>2. 市税を滞納していないこと。<br>○太陽熱利用システム<br>1.自ら居住する市内に存する住宅に、市内の事業者（事業所が流山市内に所在するものをいう）から未使用の太陽熱利用システムを購入し設置したこと。<br>2. 市税を滞納していないこと。 | ○太陽光発電設備<br>新築<br>1kW 当たり 1.5 万円<br>上限 6 万円（HEMS 併設プラス 1 万円、定置用リチウムイオン蓄電システム併設でプラス 5 万円）<br>既築<br>1kw 当たり 2.5 万円<br>上限 10 万円（HEMS 併設プラス 2 万円、定置用リチウムイオン蓄電システム併設でプラス 5 万円）<br>※リースで契約した場合も含む<br>○太陽熱利用システム<br>上限 5 万円 | 令和 5 年 5 月 22 日から開始<br>※申請は先着順で予算に達した場合はその時点で終了 | https://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1002584/1002591/1024476/index.html | 流山市環境部<br>環境政策課<br>環境政策係<br>電話：04-7150-6083 |
| | | 流山市集合住宅・事業所用太陽光発電設備設置補助金 | 補助金 | ○太陽光発電設備<br>（1）市区町村民税を滞納していない者<br>（2）市内の事業者（事業者が流山市内に所在するものをいう。）から未使用（中古品不可）の太陽光発電設備を購入し市内の事業者に設置させているもの（リースの場合を除く。）。<br>（3）電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定により、電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約を締結している者<br>（4）流山市暴力団排除条例第2条第1号の暴力団、第3号の暴力団員等または同条例第9条第1項の暴力団密接関係者のいずれでもない者<br>（5）流山市住宅用エネルギー設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けていない者<br>（6）流山市企業等立地の促進に関する条例に基づく環境配慮型設備設置費補助金の対象者でない者<br>（7）太陽光発電設備を令和5年4月1日から令和6年3月29日までに設置を完了した事業とする（令和4年4月1日から令和5年3月31日に設置し、当該設備の特定契約を締結した日から6月以内に申請した場合を含む | 補助金の額は、集合住宅・事業所ともに、1kW あたり2．5万円（上限額は30万円）です。<br>※リースで契約した場合も含む | 令和5年5月21日開始 | https://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1002584/1002591/1042165/index.html | 流山市<br>環境部<br>環境政策課<br>環境政策係<br>電話：04-7150-6083 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 千葉県 | 八千代市 | 八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 | 補助金 | ○太陽熱利用システム<br>①現在，市内に自ら所有し，かつ，居住している既存住宅か，もしくは新たに所有し，かつ，居住しようとする新築ないし建替住宅に，自らが契約した未使用の家庭用太陽熱利用システムを設置しようとしている方。または，未使用の家庭用太陽熱利用システムが設置されている市内の建売住宅を購入し，自ら居住しようとする方<br>②工事着工日または建売住宅の引き渡し日の 14 日前(土日・祝日の場合はその前日)までに，申請時提出書類一式に不備・不足なく申請できる方<br>③令和 6 年 2 月 9 日（火）までに，設置工事（設置済みの建売住宅を購入する方は住宅の引渡し）を完了し，実績報告書（添付書類を含む）の提出できる方 | ○太陽熱利用システム<br>1設備あたり5万円 | 令和 5 年 4 月 21 日から令和 6 年 1 月 31 日まで<br>※予算に達した時点で受付を終了 | https://www.city.yachiyo.lg.jp/soshiki/40/3730.html | 八千代市<br>経済環境部<br>環境保全課<br>環境政策室<br>電話：047-421-6767 |
| 千葉県 | 我孫子市 | 我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 | 補助金 | ○太陽光発電設備<br>自ら所有し居住する市内の既存住宅に発電システムを設置する方。HEMS または蓄電池を設置するか、既に設置していることが必要。発電システムを設置済みの方、対象設備設置工事中の方は補助の対象外。<br>○太陽熱利用システム<br>自ら所有し居住する市内の住宅に太陽熱利用システムを設置する方。太陽熱利用システムを設置済みの方、対象設備設置工事中の方は補助の対象外。<br>対象設備の集熱方式が「自然循環型」に分類されているものを除く。 | ○太陽光発電設備<br>1kW 当たり 2 万円<br>上限 9 万円<br>市内事業者と契約した場合は1万円上乗せ<br>（合計で上限 10 万円）<br>○太陽熱利用システム<br>上限 5 万円 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日まで | https://www.city.abiko.chiba.jp/anshin/kankyo_kougai/chikyuondanka/shoenergy_hojo.html | 我孫子市<br>環境経済部<br>手賀沼課<br>環境調整係<br>電話：04-7185-1484 |
| 千葉県 | 鴨川市 | 鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 | 補助金 | ○太陽熱利用システム<br>自ら居住する市内の住宅に未使用の省エネルギーを設置する。または、未使用の省エネルギー設備が設置された市内の住宅を購入する場合（自然循環型を除く） | ○太陽熱利用システム<br>上限 5 万円 | 令和 5 年 4 月 15 日から令和 6 年 2 月末日まで<br>※補助金の予算枠に達した時点で申請締切 | https://www.city.kamogawa.lg.jp/site/shinsei/217.html | 鴨川市<br>市民福祉部環境課<br>電話：04-7093-7838<br>（内線 254） |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 千葉県 | 鎌ケ谷市 | 鎌ケ谷市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置促進事業 | 補助金 | ○太陽光発電設備<br>（1）住宅（※）を自ら所有し補助対象設備を設置した方、住宅の新築・増改築に併せて補助対象設備を設置した方、または未使用の補助対象設備があらかじめ設置された住宅を取得された方、または第三者が一部もしくは全部を所有する住宅に所有者の承諾を受けて補助対象設備を設置した方<br>※「住宅」には、店舗併用住宅や共同住宅（自ら所有・居住する部分のみ）を含みます。<br>（2）補助対象設備が設置された鎌ケ谷市内の住宅に居住し、住民登録を完了している方<br>（3）鎌ケ谷市に納付すべき税を滞納していない方<br>（4）令和3年度以降（令和3年4月1日以降）工事を着工し、完了した方<br>○太陽熱利用システム<br>（1）住宅（※）を自ら所有し、太陽熱利用システムを設置した方、または住宅の新築・増改築に併せて太陽熱利用システムを設置した方、<br>または未使用の太陽熱利用システムがあらかじめ設置された住宅を取得した方、<br>または第三者が一部もしくは全部を所有する住宅に居住し所有者の承諾を受けて太陽熱利用システム備を設置した方<br>※「住宅」には、店舗併用住宅や共同住宅（自ら所有・居住する部分のみ）を含みます<br>（2）補助対象設備が設置された鎌ケ谷市内の住宅に居住し、住民登録を完了している方<br>（3）鎌ケ谷市に納税すべき税を滞納していない方<br>（4）令和3年度以降（令和3年4月1日以降）に工事を着工し、完了した方<br>（5）一般社団法人ベターリビングにより、優良住宅部品（BL部品）として認定を受けている　もの。ただし、集熱方式が自然循環型に分類されるものを除く。 | ○太陽光発電設備<br>単価 1 万円／kW（上限 3 万円）<br>○太陽熱利用システム<br>令和 5 年度着工<br>7 万 5 千円<br>令和 4 年度着工<br>2 万 5 千円 | 令和 5 年 7 月 3 日から令和 6 年 1 月 31 日<br>※予算がなくなり次第終了 | http://www.city.kamagaya.chiba.jp/kurashi-tetsuzuki/sumai/josei-shinsei-seid/energy-hojo.html | 鎌ケ谷市<br>市民生活部環境課<br>環境計画係<br>電話：047-445-1227 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 千葉県 | 君津市 | 君津市家庭用省エネ・再エネ設備等導入促進事業補助金 | 補助金 | ○太陽光発電設備<br>(1)自ら居住する市内既築住宅に太陽光発電システムを設置する者<br>(2)同一世帯内で過去に同種の設備に係る補助金の交付を受けていない者。<br>(3)申請者及びその同一世帯の者（申請年度の 4 月 1 日時点において満 18 歳未満である者を除く。）に市税の滞納がない者。<br>(4)設備の設置費等を負担し、設備を所有する者。<br>(5)県が実施する共同購入支援事業により、補助対象設備を購入していない者。 | ○太陽光発電設備<br>1kW 当たり 2 万円<br>上限 10 万円 | 令和 5 年 4 月 3 日から先着順で受付<br>※補助金の予算枠に達した時点で、申請締切 | https://www.city.kimitsu.lg.jp/soshiki/114/7041.html | 君津市<br>経済環境部<br>環境グリーン推進室<br>電話：0439-56-1296 |
| 千葉県 | 浦安市 | 浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 | 補助金 | ○太陽熱利用システム<br>市内に住民登録があり、市税の滞納がなく、自ら居住し、または居住しようとする市内の住宅に対象設備を設置する方（新たに対象設備が設置された住宅を購入する場合を含む） | ○太陽熱利用システム<br>上限 5 万円 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日まで<br>※先着順に受付し、予算に達した時点で受付終了 | https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/kankyo/torikumi/ondanka/1035517.html | 浦安市<br>環境部環境保全課<br>電話：047-352-6481 |
| 千葉県 | 印西市 | 印西市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 | 補助金 | ○太陽熱利用システム<br>市内に住民票があり、市税等滞納が無い方で、<br>（1）自らが所有し、居住する住宅での使用を目的として、補助対象設備等を導入した方<br>（2）自ら居住するために新築・増改築する住宅での使用を目的として、補助対象設備等を導入した方（断熱窓及び電気自動車を除く）<br>（3）自ら居住するために住宅を販売する事業者等から補助対象設備等が導入された住宅を取得した方（断熱窓及び電気自動車を除く）<br>（4）第三者が所有し自ら居住する住宅で使用することを目的として、補助対象設備等を導入した方 | ○太陽熱利用システム<br>上限 5 万円 | 令和 5 年 5 月 8 日から令和 6 年 3 月 8 日まで<br>※申請金額が予算額に達した場合は受付終了 | https://www.city.inzai.lg.jp/0000015837.html | 印西市<br>環境経済部<br>環境保全課<br>電話：0476-33-4491 |
| 千葉県 | 白井市 | 白井市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金 | 補助金 | ○太陽熱利用システム<br>・市内に住所を有していて、市税を滞納していない者<br>・補助対象設備の設置費を負担し、かつ所有している者<br>・補助対象設備の設置が完了している者<br>※その他、「白井市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付要綱」の補助対象要件を満たしていること | ○太陽熱利用システム<br>上限 5 万円 | 令和 5 年 5 月 22 日から開始<br>※申請金額が予算額に達した時点で受付終了 | https://www.city.shiroi.chiba.jp/soshiki/shimin/k01/kan04/kan14/kan17/1550197980967.html | 白井市<br>市民環境経済部<br>環境課<br>環境保全係<br>電話：047-401-5409 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 千葉県 | 富里市 | 富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金 | 補助金 | ○太陽熱利用システム<br>・市内に住所を有すること（実績報告の日までに住民登録をする場合を含む）<br>・市税を滞納していないこと。<br>・補助対象設備の設置費等を負担し、補助対象設備を所有すること。<br>・住宅が第三者の所有である場合、所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。<br>・同一世帯の者が同種の補助対象設備に対し、補助を受けていないこと。<br>・集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。 | ○太陽熱利用システム<br>上限 5 万円 | 令和 5 年 4 月 3 日から開始<br>※補助金の申請総額が予算枠に達した時点で終了 | http://www.city.tomisato.lg.jp/0000004165.html | 富里市<br>経済環境部環境課<br>電話：0476-93-4945 |
| 千葉県 | 南房総市 | 南房総市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 | 補助金 | ○太陽熱利用システム<br>（1）市内に住所を有する人または、実績報告書の提出時までに市内に住所を有する人（いずれも個人のみとし、法人は除きます）<br>（2）自ら居住するまたは、居住を予定している一戸建住宅（店舗や事務所との併用住宅を含む）に使用するために設置をしようとする人<br>（3）住宅の供給者等から補助対象設備が予め設置された市内の住宅を自ら居住するために取得しようとする人<br>（4）市税などに滞納がない人<br>（5）既築住宅に設置<br>※自然循環型は補助対象外 | ○太陽光発電設備<br>1kW 当たり 2 万円<br>上限 9 万円<br>○太陽熱利用システム<br>上限 5 万円 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 月 15 日まで<br>※申請金額が予算額に達した場合は受付終了 | https://www.city.minamiboso.chiba.jp/0000016481.html | 南房総市<br>建設環境部<br>環境保全課<br>電話：0470-33-1053 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 千葉県 | 匝瑳市 | 匝瑳市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 | 補助金 | ○太陽光発電設備<br>ア　補助事業を実施する者が所有する住宅であって、補助事業を実施する者自らが居住する住宅であること。<br>イ　第三者が所有し、又は第三者と共有する住宅であって、補助事業を実施する者自らが居住する住宅であること。<br>ウ　補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために新築する住宅であること。<br>エ　補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等によりが予め設置された住宅であること。<br>○太陽熱利用システム<br>ア　補助事業を実施する者が所有する住宅であって、補助事業を実施する者自らが居住する住宅であること。<br>イ　第三者が所有し、又は第三者と共有する住宅であって、補助事業を実施する者自らが居住する住宅であること。<br>ウ　補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために新築する住宅であること。<br>エ　補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等によりが予め設置された住宅であること。 | ○太陽光発電設備<br>・既築住宅　1kW 当たり 2 万円上限 9 万円<br>・新築住宅　1kW 当たり 2 万円上限 4 万円<br>○太陽熱利用システム<br>上限5万円 | 令和5年4月1日から開始<br>※補助金の申請総額が予算枠に達した時点で終了 | https://www.city.sosa.lg.jp/page/page000179.html | 匝瑳市<br>環境生活課<br>環境班<br>電話：0479-73-0088 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 千葉県 | 香取市 | 香取市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 | 補助金 | ○太陽光発電設備<br>次のいずれにも該当する方<br>(1) 市内において自ら居住し若しくは居住しようとする住宅に、設備の導入を請け負うことができる業者の施工によって新たに設置する方。又は省エネシステムが設置された建売住宅を購入する方<br>(2) 省エネシステムを自ら購入し、所有する方<br>(3) 市税を滞納していない方<br>(4) 完了までに当該住宅に居住し、本市へ住民登録を完了している方<br>(5) 実績報告までに電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約を締結する方<br>○太陽熱利用システム<br>次のいずれにも該当する方<br>(1) 市内において自ら居住し若しくは居住しようとする住宅に、設備の導入を請け負うことができる業者の施工によって新たに設置する方。又は省エネシステムが設置された建売住宅を購入する方<br>(2) 省エネシステムを自ら購入し、所有する方<br>(3) 市税を滞納していない方<br>(4) 完了までに当該住宅に居住し、本市へ住民登録を完了している方 | ○太陽光発電設備<br>新築住宅・既築住宅<br>1KW あたり 2 万円上限 4 万円<br>○太陽熱利用システム<br>上限 5 万円 | 令和 5 年 4 月 3 日から令和 6 年 3 月 31 日まで<br>※予算枠を超えた時点で受付終了 | https://www.city.katori.lg.jp/living/kankyohozen/shoene/hojokinseido.html | 香取市<br>生活経済部<br>環境安全課<br>電話：0478-50-1248 |
| 千葉県 | 山武市 | 山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 | 補助金 | ○太陽熱利用システム<br>市内に所在する住宅に未使用の住宅用脱炭素化設備等を導入する方。 | ○太陽熱利用システム<br>上限 5 万円 | 令和 5 年 5 月 15 日（月曜日）から<br>※補助金の申請が予算枠を超えた時点で受付終了。 | https://www.city.sammu.lg.jp/page/page004992.html | 山武市<br>建設環境部<br>環境保全課<br>電話：0475-80-1161 |
| 千葉県 | 酒々井町 | 酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 | 補助金 | ○太陽光発電設備<br>1. 自ら居住、または居住予定している町内の住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する方。<br>2. エネルギー管理システム（HEMS）又は定置用リチウムイオン蓄電システムのいずれかの設備を設置する方。<br>3. 電気事業者と発電した電気に係る特定契約を締結する方。 | ○太陽光発電設備<br>1kW 当たり 3 万円<br>新築住宅（上限6万円） | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 10 日まで（先着順）<br>※補助金申請総額が予算額に達した時点で受付終了 | https://www.town.shisui.chiba.jp/docs/2023052400039/ | 酒々井町<br>経済環境課<br>環境対策室<br>電話：043-496-1171 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 千葉県 | 栄町 | 栄町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 | 補助金 | ○太陽熱利用システム<br>集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯又は空調等に利用するシステムで、動力を利用して熱媒等を循環させるもののうち、（一財）ベターリビングにより優良住宅部品（BL 部品）として認定を受けているもの。ただし、集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。 | ○太陽熱利用システム<br>上限 5 万円 | 令和 5 年 6 月 1 日から開始<br>※補助金申請総額が予算額に達した時点で受付終了 | https://www.town.sakae.chiba.jp/page/page006194.html | 栄町<br>経済環境課<br>環境班<br>電話：0476-33-7713 |
| 千葉県 | 神埼町 | 神崎町住宅用太陽光発電システム設置補助金 | 補助金 | ○太陽光発電設備<br>・町内において自ら居住する住宅に新たに太陽光発電設備を設置する場合<br>町税等を滞納していない方<br>・補助対象設備を県が実施する太陽光発電等共同購入支援事業により購入していないこと<br>・1つの契約の工事によって太陽光発電システムおよび定置用リチウムイオン蓄電池を同時に各法令に準拠して導入すること | ○太陽光発電設備<br>1kW 当たり 1 万円<br>上限 4 万円 | 令和 5 年 4 月 1 日から開始<br>※予算枠を超えた時点で受付終了 | http://www.town.kozaki.chiba.jp/01kurashi/living/taiyoko.html | 神崎町<br>町民課生活環境係<br>電話：0478-72-2113 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 千葉県 | 多古町 | 多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金 | 補助金 | ○太陽光発電設備<br>次のいずれにも該当する方<br>(1) 町内に住所を有すること<br>(2) 世帯全員が町税等を滞納していないこと<br>(3) 自ら居住または居住を予定している町内の住宅（併用住宅を含む）に補助対象設備を設置すること<br>(4) 設備の設置費を負担し、設備を所有すること<br>(5) 補助事業を実施するものが住宅の所有者でない場合又は共有者がいる場合は、全ての所有者または共有者から補助事業の実施について同意を得ていること<br>(6) 発電した電力について電気事業者との間で特定契約を締結すること<br>(7) 既築住宅に設置する場合は、エネルギー管理システム(HEMS)または定置用リチウムイオン蓄電システムを設置済みであるか同時に設置すること<br>○太陽熱利用システム<br>次のいずれにも該当する方<br>(1) 町内に住所を有すること<br>(2) 世帯全員が町税等を滞納していないこと<br>(3) 自ら居住または居住を予定している町内の住宅（併用住宅を含む）に補助対象設備を設置すること<br>(4) 設備の設置費を負担し、設備を所有すること<br>(5) 補助事業を実施するものが住宅の所有者でない場合又は共有者がいる場合は、全ての所有者または共有者から補助事業の実施について同意を得ていること<br>（自然循環型は補助対象外） | ○太陽光発電設備<br>1kW 当たり 4 万円<br>上限 18 万円<br>○太陽熱利用システム<br>上限 10 万円 | 令和 5 年 4 月 1 日から概ね令和 6 年 2 月末日まで<br>※予算額に達した時点で受付終了 | http://www.town.tako.chiba.jp/docs/2018011900071/ | 多古町<br>生活環境課<br>電話：0479-76-5406 |
| 千葉県 | 東庄町 | 東庄町脱炭素化のための住宅用設備等設置補助金 | 補助金 | ○太陽光発電設備<br>自ら居住又は居住予定の町内の住宅に未使用の太陽光発電システムを設置した者<br>住宅を販売する事業者等により未使用の太陽光発電システムがあらかじめ設置された町内に所在する住宅を取得した者<br>○太陽熱利用システム<br>自ら居住する町内の住宅に未使用の省エネルギーシステム（太陽熱利用システム）を設置した者<br>住宅を販売する事業者等により未使用の太陽熱利用設備があらかじめ設置された町内に所在する住宅を取得した者 | ○太陽光発電設備<br>1kW 当たり 4 万円<br>上限 8 万円<br>○太陽熱利用システム<br>5 万円 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和6年2月末まで | https://www.town.tohnosho.chiba.jp/soshiki/chominka/sekatsukankyo_kakari/hojokin_joseikin/zumai/510.html | 東庄町<br>町民課<br>生活環境係<br>電話：0478-86-6072 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 千葉県 | 九十九里町 | 九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 | 補助金 | ○太陽熱利用システム<br>補助対象者<br>九十九里町暴力団排除条例（平成24年九十九里町条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員を除く。<br>（1） 町内に住所を有すること（町への実績報告の日までに住民基本台帳に記録をする場合を含む。）。<br>（2） 町に納付すべき税を滞納していないこと。<br>（3） 設備の設置費等を負担し、設備を所有すること<br>（4） 補助対象設備を設置する住宅が第三者が所有する場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ている者<br>・未使用の太陽熱利用システム<br>設備を設置する住宅は、次のいずれかに該当すること。<br>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅<br>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために町内に新築する住宅<br>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された町内に所在する住宅<br>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅 | ○太陽熱利用システム<br>5万円 | 令和５年４月１日から開始<br>※補助金の申請総額が予算枠に達した時点で終了 | https://www.town.kujukuri.chiba.jp/0000000725.html | 九十九里町<br>まちづくり課<br>環境係<br>電話：0475-70-3167 |
| 千葉県 | 一宮町 | 一宮町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 | 補助金 | ○太陽熱利用システム<br>町内に自ら居住、または居住を予定している町内の住宅に、脱炭素化設備を設置する場合。 | ○太陽熱利用システム<br>上限5万円 | 令和５年４月１日から先着順で受付を開始<br>※予算額に達した場合、その時点で受付を終了 | https://www.town.ichinomiya.chiba.jp/machizukuri/207/113.html | 一宮町<br>都市環境課<br>環境係<br>電話：0475-42-1430 |
| 千葉県 | 長生村 | 長生村住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 | 補助金 | ○太陽熱利用システム<br>村内の住宅に家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、窓の断熱改修、太陽熱利用システム、電気自動車又はV2H充放電設備を導入する者 | ○太陽熱利用システム<br>５万円 | 令和５年４月１日より開始<br>※予算が無くなり次第終了 | | 長生村<br>下水環境課<br>電話：0475-32-2494 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 千葉県 | 御宿町 | 御宿町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 | 補助金 | ○太陽熱利用システム<br>町内において自ら居住又は居住を予定している住宅に太陽熱利用システムを設置する場合（自然循環型は補助対象外） | ○太陽熱利用システム<br>上限5万円 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日<br>先着順で受付<br>予算額に達した時点で受付終了 | https://www.town.onjuku.chiba.jp/sub1/7/86.html | 御宿町<br>全町公園課<br>環境・美化推進係<br>電話：0470-68-6694 |
| 東京都 | 都 | 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業 | 補助金 | 助成対象機器（太陽熱利用機器）の所有者・集合住宅の管理組合・リース事業者<br>（国・地方公共団体を除く。） | 機器費と工事費の 1/2<br>（55 万円/戸まで） | 申請受付：令和 4 年度～令和 9 年度（予定） | https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/adiabatic_solor | 環境局気候変動対策部<br>家庭エネルギー対策課<br>03-5388-3533 |
| | | | | 助成対象機器（太陽光発電設備）の所有者・集合住宅の管理組合・リース事業者<br>（国・地方公共団体を除く。） | ・新築住宅<br>[3kW 以下の場合] 12 万円／kW（上限 36 万円）<br>[3kW を超える場合] 10 万円／kW（最大 500 万円／棟）<br>[ただし3kW を超え 3.6kW 未満の場合]一律 36 万円<br>・既存住宅<br>[3kW 以下の場合] 15 万円／kW（上限 45 万円）<br>[3kW を超える場合] 12 万円／kW（最大 600 万円／棟）<br>[ただし3kW を超え 3.75kW 未満の場合]一律 45 万円<br>・機能性 PV の上乗せ補助<br>5 万/kW（又は 2 万/kW）（50kW 未満）<br>・陸屋根の住宅上乗せ補助<br>防水工事の上乗せ<br>既存住宅：上限 18 万/kW<br>架台設置の上乗せ<br>集合住宅：上限 20 万円/kW<br>既存戸建住宅：10 万円/kW | | | |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 東京都 | 都 | 東京ゼロエミ住宅導入促進事業 | 助成金 | 都内の新築住宅（戸建住宅・集合住宅等）。ただし、床面積の合計が 2,000 ㎡未満のもの | 戸建住宅：最大 210 万円/戸<br>集合住宅：最大 170 万円/戸<br>太陽光発電設備を設置した場合は追加補助<br>3.6kW 以下：オール電化 13 万/kW（上限 39 万円）<br>オール電化以外 12 万円/kW（上限 36 万円）<br>3.6kW 超：オール電化 11 万/kW（上限 550 万円）オール電化以外 10 万円/kW（上限 500 万円）<br>・機能性 PV の上乗せ補助<br>5 万/kW（又は 2 万/kW）（50kW 未満）<br>・陸屋根の住宅の架台設置の上乗せ補助<br>上限 20 万円/kW | 申請受付：令和 4 年度～令和 6 年度（予定） | 制度全般について<br>https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/home/tokyo_zeroemission_house/index.html<br><br>助成金の申請について<br>https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/tokyo_zero_emission_house | 環境局気候変動対策部<br>環境都市づくり課<br>03-5388-3536 |
| | | 住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業 | 助成金 | リース、電力販売、屋根借り、自己所有モデル等により住宅所有者の初期費用ゼロで太陽光発電システム等を設置する事業者<br><br>※サービス利用料の低減等を通じ、住宅所有者に全額還元 | ・新築住宅[3kW 以下の場合] 15 万円／kW<br>[3kW を超える場合] 10 万円／kW<br>[ただし3kW を超え 3.6kW 未満の場合]一律 36 万円<br>・既存住宅<br>[3kW 以下の場合] 18 万円／kW<br>[3kW を超える場合] 12 万円／kW<br>[ただし3kW を超え 3.75kW 未満の場合]一律 45 万円 | 申請受付：令和 4 年度～令和 9 年度（予定） | https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/initial-cost0-zokyo | 環境局気候変動対策部<br>地域エネルギー課<br>03-5388-3745 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| | | 特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業（建築物環境報告書制度推進事業） | 助成金 | ①特定供給事業者等<br>②建築物環境報告書制度を踏まえた事業計画を提出し、令和7年度以降に建築物環境報告書制度に参加することを誓約する者 | ・新築住宅<br>[3kW 以下の場合] 12 万円／kW（上限 36 万円）<br>[3kW を超える場合] 10 万円／kW（最大 500 万円／棟）<br>[ただし3kW を超え 3.6kW 未満の場合]一律 36 万円<br>・機能性 PV の上乗せ補助<br>5 万/kW（又は 2 万/kW）（50kW 未満）<br>・陸屋根の住宅の架台設置の上乗せ補助<br>上限 20 万円/kW | 申請受付：令和 5 年度～令和 9 年度（予定） | https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/tokutei-saiene | 環境局地球環境エネルギー部<br>環境都市づくり課<br>03-5388-3536 |
| 東京都 | 千代田区 | 千代田区省エネルギー改修等助成制度 | 助成金 | ①区内の既存建築物の所有者（区分所有を含む）<br>②所有者の承諾を得ている者 | 対象経費の 20%（上限額：25 万円） | 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 2 月 15 日 | http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/kankyo/hojo/sho-ene.html | 環境まちづくり部<br>環境政策課<br>エネルギー対策係 |
| 東京都 | 中央区 | 中央区自然エネルギー及び省エネルギー機器導入費助成制度 | 補助金 | (1)区内の住宅に太陽光発電システムを設置する区民<br>(2)区内の共同住宅の共用部分に太陽光発電システムを設置する区民、管理組合、中小企業者等 | (1)<br>〇一般助成<br>20 万円/kw（上限 70 万円）<br>〇中央エコアクト特典取得<br>30 万円/kw（上限 84 万円）<br>(2)<br>〇一般助成<br>20 万円/kw（上限 200 万円） | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日<br>※予算が無くなり次第終了 | https://www.city.chuo.lg.jp/a0036/machizukuri/bika/taisaku/kikijosei/ecojosei_jutaku.html | 環境土木部環境課<br>ゼロカーボン推進係 |
| 東京都 | 港区 | 創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成金（太陽光発電システム） | 助成金 | 区民、管理組合 | 最大出力に応じて 20 万円/kWh（2022.10.21～）最大出力に応じて 10 万円/lWh（～2022.10.20） | 令和 5 年 4 月 3 日～令和 6 年 3 月 19 日 | https://www.city.minato.tokyo.jp/chikyukankyou/joseikin/r5.html | 環境リサイクル支援部<br>環境課地球環境係 |
| 東京都 | 新宿区 | 令和 5 年度新宿区省エネルギー及び創エネルギー機器等導入補助金 | 補助金 | 区内に居住している方で、その住宅に補助対象機器等を自ら使用する目的で設置又は施工した方 | 1kW あたり 100,000 円<br>（上限 300,000 円）<br>※1,000 円未満切り捨て | 令和 5 年 4 月 17 日（月）～令和 6 年 3 月 31 日（日） | http://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/shoenergy.html | 新宿区環境清掃部<br>環境対策課<br>環境計画係 |
| 東京都 | 文京区 | 文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成【住宅用太陽光発電システム】 | 補助金 | ①区内の住宅（個人名義のみ対象）<br>②区内の管理組合等<br>※建物の所有者全員の同意を得ていること | 1kW あたり 10 万円（上限 70 万円まで） | 令和 5 年 5 月 1 日～令和 6 年 2 月 29 日まで | http://www.city.bunkyo.lg.jp/bosai/kankyo/hozen/energy.html | 資源環境部<br>環境政策課<br>脱炭素担当 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 東京都 | 台東区 | 我が家の省エネ・創エネアクション支援制度 | 助成金 | 区内の戸建、共同住宅に太陽光発電システムを導入する者 | 1kW あたり 5 万円（戸建住宅：上限 20 万円、共同住宅：上限 50 万円） | 通年<br>※予算がなくなり次第終了 | https://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/kankyo/jyoseiseido/saiene.html | 環境清掃部環境課<br>普及啓発担当 |
| 東京都 | 江東区 | 地球温暖化防止設備導入助成事業 | 助成金 | 区内に住宅を所有する個人<br>区内分譲マンションの管理組合 | 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値 1kW 当たり 5 万円（個人住宅の場合は上限 20 万円、集合住宅の場合は上限 150 万円）<br>ただし、個人住宅で蓄電池と同時に申請する場合は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値 1kW 当たり 6 万円（上限 24 万円） | 令和 5 年 4 月 3 日～令和 6 年 3 月 29 日（交付申請受付は令和 6 年 3 月 15 日まで、完了報告書受付は令和 6 年 3 月 29 日まで） | https://www.city.koto.lg.jp/380201/machizukuri/kankyo/sedo/30jyosei.html | 環境清掃部<br>温暖化対策課<br>環境調整係 |
| 東京都 | 品川区 | 太陽光発電システム（家庭用）設置助成 | 助成金付与 | 以下の要件を備えている方<br>・区内で未使用の機器を設置した住宅に居住、所有または賃借している<br>・機器設置工事が完了していること<br>・機器の設置日が令和 5 年4月1日以降であること<br>・区内在住で住民税を滞納していないこと<br>・過去にこの制度に基づく同一システムの助成を受けていないこと | 助成額：1kW 当たり 3 万円（上限 9 万円）<br>予算総額：315 万円 | 令和 5 年 4 月 3（月）～令和 6 年 3 月 29 日（金） | https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kankyo/kankyo-kankyo/kankyo-kankyo-zyosei/hpg000036171.html | 都市環境部環境課<br>環境管理係 |
| 東京都 | 目黒区 | 目黒区住宅用再生可能エネルギー及び省エネルギー―設備設置費助成 | 費用の一部を助成 | 区内の個人住宅に居住し、当該住宅に対象設備を購入し使用する者又はその敷地内に対象設備を設置する者<br>（1） 目黒区内に、ご自身が居住又は設置報告書提出期限までに居住する方で、その住宅に助成対象設備を自ら利用する目的で設置、又は施工する方。<br>（2） 新品の助成対象設備の購入費用をご自身で負担された、又は設置報告書提出までにご自身で負担される方で、申請に必要な書類を不備なく提出されていること。<br>（3） 過去にこの制度で今回申請する助成対象設備と同一の設備の助成を受けていない方で、同じ世帯にも過去にこの制度で今回申請する助成対象設備と同一の設備の助成を受けた方がいない方。<br>（4） 前年度の区民税に滞納がない方<br>（5） 提出期限までに設置報告書と必要な添付書類の提出をできる方 | 1kW 当たり 3 万円とし 15 万円を助言とする | 令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 12 月 21 日まで申請受付 | https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/shizen/ondanka_taisaku/taiyoukou.html | 目黒区環境清掃部<br>環境保全課<br>温暖化対策係<br>03-5722-9034 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 東京都 | 世田谷区 | 世田谷区エコ住宅補助金 | 補助金 | ・区内にある、自分が所有する住宅に居住している区民及び、区内にある賃貸住宅を所有している区民<br>※機器の種類、評価基準等の条件あり。 | ・太陽光発電システムについては工事経費（消費税を除く、千円未満端数切捨て）の10%、上限 30 万円まで。<br>・太陽熱ソーラーシステムの設置、太陽熱温水器の設置については工事経費（消費税を除く、千円未満端数切捨て）の 20%、上限 20 万円まで。 | ・新築住宅については令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 2 月末日まで。<br>・既存住宅については令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 1 月末日まで※ただし、予算額に達した時点で終了 | https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/011/003/d00190129.html | 環境政策部<br>環境・エネルギー施策推進課<br>TEL：03-6432－7133 |
| 東京都 | 中野区 | 中野区省エネルギー設備等の設置に係る補助事業 | 補助金 | 太陽光発電システム<br>【対象者】中野区民<br>【対象設備】<br>・令和5年4月1日～令和6年1月31日に設置したもの<br>・公称最大出力の合計値が2kW以上<br>・一般財団法人電気安全環境研究所（JET）若しくは国際電気標準会議（IEC）の IECEE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたもの<br>・発電した電気の全量を売電することを目的としていないこと<br>・太陽光パネルは申請者の利用する権利のおよぶ建物の屋根又は屋上部であること<br>・新品であること<br>・設置後5年以上所有して使用すること<br>・建築基準等関連法令を遵守したものであること | 150,000 円 | 【申請受付期間】令和 5 年 7 月 3 日～令和 6 年 2 月 29 日<br>※予算がなくなり次第終了 | https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/472000/d034130.html | 環境部環境課 |
| 東京都 | 杉並区 | 杉並区再生可能エネルギー等の導入助成及び断熱改修等省エネルギー対策助成金 | 窓口・郵送申請（助成対象機器工事着工 3 週間前までの事前申請） | 区民・区内中小企業者・区内管理組合等 | ソーラーシステム：太陽熱集熱器全体の面積1㎡当たり2万円<br>（限度額　6 万円）<br>太陽熱温水器：太陽熱集熱器全体の面積1㎡当たり1万円<br>（限度額　2 万円）<br>太陽光発電設備：太陽電池モジュール全体の公称最大出力1kW 当たり4万円<br>（限度額　12 万円） | 平成 15 年度～<br>(太陽光発電設備以外は平成 21 年～) | https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/gomi/syouene/1004921.html | 環境課<br>温暖化対策係 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 東京都 | 豊島区 | 豊島区エコ住宅普及促進費用助成金<br>(一般住宅) | 助成金 | 新エネルギー・省エネルギー機器を導入した一般住宅に対し、その経費の一部を助成する。 | 太陽光発電システム：<br>出力1kW あたり 2 万円<br>（上限 8 万円） | H20 年 4 月から | http://www.city.toshima.lg.jp/149/machizukuri/shizen/ecojutaku/003402.html | 環境清掃部<br>環境政策課 |
| | | 豊島区エコ住宅普及促進費用助成金<br>(一般住宅) | 助成金 | 新エネルギー・省エネルギー機器を導入した一般住宅に対し、その経費の一部を助成する。 | 住宅用自然循環式太陽熱温水器：<br>2 万円（一律）<br>住宅用強制循環式ソーラーシステム：<br>5 万円（一律） | H20 年 4 月から | | |
| | | 豊島区エコ住宅普及促進費用助成金<br>(集合住宅共用部分) | 助成金 | 新エネルギー・省エネルギー機器を導入した集合住宅に対し、その経費の一部を助成する。 | 太陽光発電システム：<br>出力 1kW あたり 2 万円<br>（上限 8 万円） | H23 年 4 月から | http://www.city.toshima.lg.jp/149/machizukuri/shizen/ecojutaku/1504071713.html | |
| 東京都 | 北区 | 再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成 | 補助金 | 区内に居住又は居住予定の方で、その住宅に自ら使用する目的で助成対象機器等を購入し、設置又は施工する方 | 【太陽光発電システム】<br>1kW あたり 8 万円、上限 20 万円(区内業者による施工の場合、1kW あたり 9.6 万円、上限 24 万円) | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 15 日まで<br>※予算が無くなり次第終了 | http://www.city.kita.tokyo.jp/kankyo/jutaku/kankyo/hojo/energy/jose-info.html | 生活環境部環境課<br>環境政策係<br>03(3908)8603 |
| 東京都 | 荒川区 | 荒川区地球温暖化防止及びヒートアイランド対策事業(エコ助成金制度) | 助成金 | 以下の全てを満たす場合を対象とする。<br>〇区内の住宅、事業所、集合住宅の共有部のいずれかに施工すること。<br>〇個人は住民税及び国民健康保険料を完納、法人は法人都民税を完納していること。<br>〇建築物の屋根等に設置し、電力会社と電力受給契約等を締結できること。<br>〇㈶電気安全環境研究所の「太陽電池モジュール認証」を受けているもの又は同等以上の性能、品質が確認できること。 | 太陽電池ﾓｼﾞｭｰﾙ<br>1kW 当たり 5 万円(区外業者施工上限 25 万円、区内業者施工上限 30 万円) | 令和 5 年 4 月 3 日～令和 6 年 2 月 15 日 | 荒川区<br>https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a024/kankyou/shoene_ondantaisaku/4eco_jyosei.html | 環境課<br>TEL03-3802-4693 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 東京都 | 練馬区 | 練馬区カーボンニュートラル化設備設置等補助制度 | 補助金 | 区民<br>1　所在地が区内であり、申請時おいて申請者が自らが現に居住していること。<br>2　設置完了日が当該建築物の完成日の翌年の同日以降であるこ。<br>3　太陽電池の公称最大出力がの合計値が1KW以上であること。<br>4　一般財団法人電気安全環境研究所または国際電気標準会議の IECEE－PV－FCS 制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたものであること。<br>5　既存の太陽光発電設備への増設でないこと。<br>6　既存または同時に設置したエコキュート、蓄電システム、V2H のいずれか一つ以上の設備と連携していること。<br>7　設置後、電力会社との電力需給契約に基づく系統連携を行うこと。 | 補助上限額：20 万円設置した太陽電池の公称最大出力合計値1kW あたり 5 万円を乗じた金額と太陽光発電設置費用（消費税を除く）から都やその他の団体の補助金額を差し引いた額と比較し低い額 | （申請受付期間）令和 5 年 4 月 17 日から令和 6 年 3 月 15 日まで | https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/shigoto/kankyo/hojo/index.html | 環境課<br>地球温暖化対策係 |
| 東京都 | 足立区 | 太陽光発電システム設置費補助金 | 補助金 | 区内の建物に設置した個人、事業者、集合住宅の所有者、分譲マンション管理組合 | 対象経費の 1/3 または 1kW あたり 6 万円のいずれか小さい額<br>【上限額】<br>住宅・事業者 24 万円/分譲マンション管理者 60 万/公益的施設 120 万円<br>※区内事業者と契約して設置した場合、2 割増額 | R5.4.11～R6.2.29 | https://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo/kurashi/kankyo/taiyoukouhatuden.html | 環境政策課<br>03-3880-5935 |
| 東京都 | 葛飾区 | かつしかエコ助成金 | 補助金 | ①対象システムを区内の住宅に新たに設置する個人（個人住宅）<br>②対象システムを区内の集合住宅の共用部分に、新たに設置するオーナー又は管理組合（集合住宅） | 【太陽光発電システム】<br>8 万円/kW（限度額 40 万円）<br>※蓄電池を併設する場合は助成額全体に 5 万円加算 | 令和 5 年 4 月 3 日～令和 6 年 3 月 29 日 | 【個人住宅】<br>https://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1000062/1023018/1030818.html<br>【集合住宅】<br>https://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1000062/1023018/1030853.html | 環境部環境課<br>環境計画係<br>電話番号：03-5654-8228 |
| 東京都 | 江戸川区 | 「気候変動に備え、脱炭素を目指す補助金」 | 補助金 | 区民 | 7.5 万円/kW　上限 30 万円 | 令和 5 年度～ | https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e086/kurashi/kankyo/kikouhendou/hojyokin/taiyoukou.html | 環境部<br>気候変動適応計画課 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 東京都 | 八王子市 | 八王子市再生可能エネルギー利用機器等設置費補助制度 | 補助金 | 八王子市内の住宅・事業所（新築・既存とも）に対象機器を設置する市民（転入される方含む）、市内中小企業者等 | ①太陽光発電システム<br>1kW あたり 1 万円<br>（上限 10 万円）<br>②太陽熱利用システム<br>自然循環式：<br>1 件あたり 5 万円<br>強制循環式：<br>1 件あたり 10 万円<br>空気集熱式：<br>1 件あたり 10 万円<br>③木質ペレットストーブ補助金対象経費の 1/2<br>（上限 10 万円）<br>④リチウムイオン蓄電池システム<br>蓄電容量 3kWh以上で一律 3 万円<br>※太陽光と同時設置する場合のみ補助<br>⑤HEMS<br>上記①の補助対象機器に加え、HEMS を同時設置した場合のみ 1 万円増額 | 令和 5 年 4 月 17 日より受付開始 | https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/004/a546973/a871645/p007132.html | 環境部環境政策課<br>042-620-7384<br>（直通） |
| 東京都 | 武蔵野市 | 効率的なエネルギー活用推進助成制度 | 補助金 | ① 助成対象設備の設置・改修工事が完了した日から6か月以内に申請すること。<br>② 住民基本台帳法の規定により、武蔵野市の住民基本台帳に記載されていること。<br>③ 武蔵野市内に居住し、自宅に自家用として助成対象設備を新たに設置・改修すること。<br>④ 賃貸住宅または使用貸借住宅の場合は、その所有者から助成対象設備の設置・改修について同意を得ていること。<br>⑤ 同じ助成対象設備について武蔵野市の「環境改善整備資金融資あっせん制度」を利用していないこと。<br>⑥ 建築基準法その他関連法令を遵守して設置・改修すること。 | 〇太陽光<br>3 万円に最大出力キロワット（小数点以下第2位までが算定対象）を乗じた額または機器の購入費用の 1/2 相当額のいずれか低い額<br>※上限…5 キロワット | 令和 5 年 4 月 1 日から予算が無くなり次第終了 | http://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_guide/shouene_eco/josei_assen/1005095.html | 環境部環境政策課<br>計画係<br>電話番号：0422-60-1841（直通） |
| 東京都 | 三鷹市 | 新エネルギー・省エネルギー設備設置助成金<br>（太陽光発電設備） | 助成金 | 市内に居住しており、自ら所有し設備（中古品を除く）を設置した方。ただし、設置後 6 ヶ月以内の設備に限る。 | ①自ら発注して設備を設置した場合<br>1kW あたり 2 万円、上限 10 万円まで<br>②新たに購入した建物にあらかじめ設備がついていた場合<br>1 万 5 千円 | 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日。ただし、予算の範囲内で先着順 | https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/101/101489.html | 生活環境部<br>環境政策課<br>担当：平山<br>0422-29-9612<br>（直通） |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 東京都 | 三鷹市 | 新エネルギー・省エネルギー設備設置助成金<br>（太陽熱利用システム） | 助成金 | 市内に居住しており、自ら所有し設備（中古品を除く）を設置した方。ただし、設置後 6 ヶ月以内の設備に限る。 | ①自ら発注して設備を設置した場合<br>強制循環式ソーラーシステム 5 万円、自然循環式太陽熱温水器 2 万円<br>②新たに購入した建物にあらかじめ設備がついていた場合<br>1 万 5 千円 | 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日。ただし、予算の範囲内で先着順 | https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/101/101489.html | 生活環境部<br>環境政策課<br>担当：平山<br>0422-29-9612<br>（直通） |
| 東京都 | 府中市 | 府中市エコハウス設備設置補助金 | 補助金 | 市内に自ら居住し、または居住する予定の住宅に設備を設置する方 | ①太陽熱高度利用システム<br>2 万円<br>②太陽光発電システム<br>1 キロワットあたり 2 万円で上限 10 万円 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 23 日まで<br>※予算上限に到達したため受付終了 | https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kurashi/sekatu/datsutanso_ondanka/ekohausu.html | 生活環境部<br>環境政策課<br>環境改善係 |
| 東京都 | 昭島市 | 昭島市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金 | 補助金 | 【個人住宅】<br>(1) 市内に住所を有する者で、市内の住宅（賃貸住宅等の場合にあっては、当該住宅の所有者から機器等を設置することについて同意を得ているものに限る。）に機器等を購入して設置し、又は機器等を設置した住宅を市内において購入したものであること。<br>(2) 建築の計画段階において、事前に市と協議を行い、市が認めた住宅供給事業者（住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。以下同じ。）であって、市内に第三者に販売することを目的とした概ね 100 棟以上の個人住宅を新築し、当該住宅において機器等を設置したものであること。<br>2 設置した機器等が、設置当時未使用のものであったこと。<br>3 納期が到来している市税及び国民健康保険税を完納していること。<br>【集合住宅】<br>1 市内に住所を有する個人（個人事業主を含む。以下同じ。）若しくは法人又は管理組合等のうち、市内に集合住宅を所有するもので、当該集合住宅（賃貸住宅等の場合にあっては、当該住宅の所有者から当該機器を設置することについて同意を得ているものに限る。）に機器等を購入し、設置するものであること。<br>2 設置した機器等が、設置当時未使用のものであったこと。<br>3 個人にあっては、納期が到来している市税及び国民健康保険税を完納していること。<br>4 法人にあっては、納期が到来している法人市民税を完納していること。 | 〇太陽光発電：1kW あたり 1 万 5,000 円（ただし上限 6 万円）<br>〇太陽熱ソーラーシステム：5 万円<br>〇太陽熱温水器：2 万 5000 円 | 機器設置完了が R5/1/1～R5/12/31 の機器を対象に<br>R5/12/1～R6/1/31 の期間申請受付 | https://www.city.akishima.lg.jp/s068/020/010/010/040/020/20170331085540.html | 環境部環境課<br>計画推進係<br>（直通電話：042-544-4331） |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 東京都 | 調布市 | 太陽光発電設備等取付け等補助（よりよい住まいづくり応援制度） | 補助金<br>（事後申請） | 1　市内の個人住宅及び併用住宅（新築も可）の所有者かつ居住者であること。<br>2　納期の経過した市税を完納していること<br>3　次の各号に掲げる要件を満たす工事を実施すること。<br>（1）調布市の他の制度により補助金等の交付を受けておらず，かつ，交付を受けないこと<br>（2）機器により発生した電力または温水等が，住宅の住居の用に供する部分で使用されていること<br>（3）次のうち，最も遅い日から 6 ヶ月以内であること。<br>ア　補助対象工事経費の領収書の日付<br>イ　電力受給開始希望日(太陽光発電設備に限る)<br>ウ　設備の保証開始日(太陽熱利用機器に限る) | 太陽光発電：公称最大出力1kW 当たり 2.5 万円<br>太陽熱利用機器：補助対象工事経費の 10%<br>どちらも上限 10 万円 | 令和 5 年 4 月 3 日から同年 12 月 28 日まで(予算が無くなり次第終了) | https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1645771444693/index.html | 都市整備部住宅課住宅支援係<br>042-481-7545 |
| 東京都 | 小金井市 | 小金井市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金 | 補助金 | 市の住民票に記載され、自らの居住の用に供する住宅に自家用として未使用の住宅用太陽光発電システム（一般財団法人電気安全環境研究所が行う太陽電池モジュールの認証を受けたもの又はこれに準ずる性能を持つもので、市長が認めるもの）を新たに設置し、納期の経過した市町村税等を完納し、電力会社と受給契約をする方 | 1kW 当たり、3 万円、上限 10 万円 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 15 日まで（予算がなくなり次第終了） | https://www.city.koganei.lg.jp/smph/kurashi/473/hozyokin/05sinnene.html | 環境部環境政策課環境係 |
| | | | | 市の住民票に記載され、自らの居住の用に供する住宅に自家用として未使用の住宅用太陽熱温水器（自然循環式）（一般財団法人ベターリビングが行う優良住宅部品の認定を受けたもの）を新たに設置し、納期の経過した市町村税等を完納している方 | 1万5千円 | | | |
| | | | | 市の住民票に記載され、自らの居住の用に供する住宅に自家用として未使用の住宅用太陽熱ソーラーシステム（一般財団法人ベターリビングが行う優良住宅部品の認定を受けたもの）を新たに設置し、納期の経過した市町村税等を完納している方 | 3万円 | | | |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 東京都 | 小平市 | 省・創・蓄エネルギー機器等設置モニター助成制度 | 補助金 | ・戸建住宅の場合は、居住する市内の戸建住宅に機器等を設置し、発電した電力を自ら使用する個人<br>・共同住宅の場合は、以下のいずれかに該当する者<br>①所有している市内の賃貸共同住宅に機器等を設置し、発電した電力を共用部分で使用する個人又は法人その他の団体<br>②管理する市内の共同住宅に機器等を設置し、発電した電力を共用部分で使用する管理組合の代表者 | ・太陽光発電システム<br>1kW あたり 3 万円（上限 10 万円） | 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日<br>予算がなくなり次第終了 | https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/105/105043.html | 環境部環境政策課 |
| 東京都 | 東村山市 | 東村山市地球温暖化対策設備設置費補助金 | 補助金 | 令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までに、自己が居住している住宅に、新たに太陽光発電システムを設置した市民 | 3 万円に発電出力キロワット（小数点第 3 位以下は切捨て）を乗じた額<br>上限 15 万円 | 令和 5 年 5 月 18 日（木）～令和 6 年 1 月 19 日（金） | https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/kurashi/gomi/hojo/taiyoukouhojyo/taiyoukou.html | 環境資源循環部<br>環境保全課 |
| 東京都 | 国分寺市 | 国分寺市住宅用太陽光発電機器等設置助成金 | 助成金<br>事後申請 | 下記の（1）（2）のいずれかに該当する者に対し，その経費の一部を助成する。<br>（1）市内に住宅を所有する者であって，当該住宅に新たに助成対象機器を設置したもの<br>（2）助成対象機器が設置された市内の住宅を購入した者<br>（この他に助成対象機器等の引渡しを受けた年度内に申請できること，市税を完納していること等の一定の要件有） | 1kW 当たり 20,000 円<br>上限 80,000 円<br>（出力（kW）は小数点以下第2位を四捨五入する。） | 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 29 日 | https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/1011090/1011425/1002416.html | まちづくり部<br>まちづくり計画課 |
| | | 国分寺市住宅改修資金融資あっせん制度 | 融資あっせん | 市民が家屋の増築，改築，修繕又は太陽熱利用温水器の設置を行う場合，特定金融機関に市が融資あっせんを行い，年3%を上限としてその利子の一部を補給する。<br>（市内に3年以上居住し，引き続き居住の見込みのある者，市税を完納していること等一定の要件有） | (1)融資の種類と金額<br>①増築・改築・修繕工事<br>工事額の 80%以内かつ 30 万円以上 400 万円まで<br>②太陽熱利用温水器設置工事<br>工事額の 80%以内かつ 10 万円以上 50 万円まで<br>(2)利率<br>1.975%（本人負担 0.0%・市補助 1.975%） | 通年（予算がなくなり次第終了） | https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/koutsuu/jutaku/1002264.html | 市民生活部経済課 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 東京都 | 国立市 | 国立市住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金 | 対象機器を設置後、既定の様式に記入し、各種必要書類を揃えて窓口にて申請 | ①市内の住宅に HEMS 機器を設置完了し、太陽光発電システム等を設置した住宅<br>②市内の住宅に太陽熱利用システム等を設置した住宅 | ①5 万円<br>②4 万円 | 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日（予算額に達した時点で、受付終了） | https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/machi/town12/town13/ondankataisaku/1465447569706.html | 生活環境部<br>環境政策課<br>環境政策係 |
| 東京都 | 狛江市 | 令和 5 年度　狛江市地球温暖化対策用設備導入助成金 | 助成金 | ○共通要件<br>・市税の滞納がない方<br>・助成対象機器等の設置に当たり、権利関係等により必要となる他者の同意が得られている方<br>・未使用の助成対象機器等を新たに導入する方<br>○個人住宅<br>（共同住宅の専有部分および個人で使用するために共同住宅の共有部分に設置する場合を含む）<br>・市内に住所を有し、かつ居住する（予定を含む）方<br>○共同住宅<br>（複数の入居者が共有で使用するために共有部分等に設置する場合に限る）<br>・市内に共同住宅を所有する（予定を含む）方または管理組合 | (購入)太陽電池モジュール公称最大出力（小数点以下第3位は切捨て）1キロワット当たり2万円。【限度額8万円、ただし共同住宅の共有部分に設備を導入する場合は限度額 20 万円。】<br>(リース)交付決定を受けた年度における2月末までのリース料金（電気使用料金を除く。）の支払合計額。（限度額1キロワット当たり2万円を乗じた額または8万円のうち低い額）<br>(PPA)5万円（負担額が5万円を下回る場合は、負担額）※架台設置等の工事費を申請者が負担する場合に限る。 | 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 1 月 31 日 | https://www.city.komae.tokyo.jp/index.cfm/41,127297,313,2006,html | 環境政策課環境係 |
| 東京都 | 清瀬市 | 新エネルギー機器等設置補助金 | 補助金<br>（設置後申請） | 【個人住宅】<br>①市内の住宅所在地に住民登録があり、実際に居住している方。<br>②申込時に納期が到来している住民税を完納している者。または非課税の決定を受けている方。<br>③市内の住宅に新たに補助対象機器を設置した方、または補助対象機器が設置された住宅を購入し、居住している方。 | ・太陽光発電システム<br>1kW あたり 3 万円<br>（交付上限 10 万円） | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日 | https://www.city.kiyose.lg.jp/kurashi/gomi/kankyouhozen/1003845/1011681.html | 市民環境部環境課<br>環境政策係 |
| 東京都 | 武蔵村山市 | ゼロカーボンシティ住宅普及促進事業補助金 | 市役所窓口に持参又は郵送にて申請 | 1　市内に住基登録がある者<br>2　対象機器を設置し所有している者<br>3　市税等の滞納がない者<br>4　対象住宅の種類は、個人住宅、併用住宅、集合住宅 | 設置者が市内業者の場合　3 万円×最大出力値（kw）　上限 12 万円<br>設置者が市内業者の場合　2.5 万円×最大出力値（kw）　上限 10 万円 | 令和 5 年 6 月 1 日～令和 6 年 1 月 31 日 | https://www.city.musashimurayama.lg.jp/kurashi/kankyou/1018539/index.html | 環境部環境課<br>ゼロカーボン推進係 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 東京都 | 多摩市 | 令和 5 年度多摩市住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金 | 補助金 | ・申請日において市内に住所を有する方（住民基本台帳に記載されている方）<br>・新たに購入した未使用の補助対象機器を自らが居住する住宅（申請日において住所を有する住宅であって自らが所有する住宅でない場合は、補助対象機器を設置することについて当該住宅の所有者の同意を得ている方に限る）に設置し、及び使用を開始した方<br>・市民税、固定資産税および軽自動車税（種別割）の滞納がない方<br>など | 住宅用太陽光発電システム（余剰売電）<br>市内事業者利用の場合…3万円/kW<br>市外事業者利用の場合…2万円/kW<br><br>共に上限5kW | 令和5年4月1日～令和6年2月29日までに設置完了 | 申請受付期間<br>令和6年2月1日～2月29日<br>https://www.city.tama.lg.jp/kurashi/kankyo/ondanka/hojo/1011015.html | 環境部環境政策課 |
| 東京都 | 稲城市 | 稲城市カーボンニュートラル推進住宅設備導入費補助金 | 補助金 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日の間に認証済の太陽光発電システムを導入し、発電した電力がその居住する住宅で使用されている家庭 | 1kW あたり 2 万円<br>上限：8 万円<br>※発電出力[kW]（小数第 2 位未満切捨て）に 2 万円を乗じた額 | 令和 5 年 7 月 24 日～令和 6 年 3 月 15 日 | https://www.city.inagi.tokyo.jp/kankyo/tikyuuondanka/juutakuyousouenergy/index.html | 都市環境整備部<br>緑と環境課　環境政策係 |
| 東京都 | 羽村市 | 環境配慮事業助成 | ｴｺﾎﾟｲﾝﾄ付与による助成 | ・1 月 1 日から 12 月 31 日までに工事及び支払が完了したもの<br>・一般財団法人ﾍﾞﾀｰﾘﾋﾞﾝｸﾞの優良住宅部品認定を受けたもの、又は同等以上の性能を持つもの<br>・対象ｼｽﾃﾑから住宅等の部分に太陽熱の供給を行うものであって、蓄熱層を地上（耐震性のある陸屋根を含む）部分に有するもの<br>・未使用の機器を用いるもの | 対象経費の 2 分の 1 限度額<br>優先（市内業者施工）100,000 ﾎﾟｲﾝﾄ<br>一般（市外業者施工）50,000 ﾎﾟｲﾝﾄ<br>※1 ﾎﾟｲﾝﾄ 1 円、市内でﾎﾟｲﾝﾄ分の買い物、飲食等の領収書を提出し、同ﾎﾟｲﾝﾄ額を還元 | 5 月 1 日～1 月 31 日まで<br>※予算額に達し次第終了 | http://www.city.hamura.tokyo.jp/0000004638.html | 産業環境部<br>環境保全課 |
| | | 環境配慮事業助成 | ｴｺﾎﾟｲﾝﾄ付与による助成 | ・1 月 1 日から 12 月 31 日までに工事及び支払が完了したもの<br>・一般財団法人電気安全環境研究所が行う太陽電池ﾓｼﾞｭｰﾙの認定を受けているもの又は同等以上の性能を持つもの<br>・公称最大出力 2kW 以上のもの<br>・長期間の使用に耐えうるよう、適切に設置されたもの<br>・未使用の機器を用いるもの<br>・電力会社の送配電線と逆潮流が可能な状態で連携したもの | 対象経費の 2 分の 1 限度額<br>優先（市内業者施工）150,000 ﾎﾟｲﾝﾄ又は 16,000 ﾎﾟｲﾝﾄ/kW のいずれか低い方<br>一般（市外業者施工）80,000 ﾎﾟｲﾝﾄ又は 8,000 ﾎﾟｲﾝﾄ/kW のいずれか低い方<br>※1 ﾎﾟｲﾝﾄ 1 円、市内でﾎﾟｲﾝﾄ分の買い物、飲食等の領収書を提出し、同ﾎﾟｲﾝﾄ額を還元 | 5 月 1 日～1 月 31 日まで<br>※予算額に達し次第終了 | http://www.city.hamura.tokyo.jp/0000004638.html | 産業環境部<br>環境保全課 |

2023 年度　太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）　関東地方

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考<br>（制度 URL 、その他） | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額<br>（償還方法・利率等） | | | |
| 東京都 | 日の出町 | 日の出町エコ住宅促進機器設置費補助制度 | 補助金 | 太陽光発電システム | 1kW あたり 3 万円<br>（最大 4kW）<br>（限度額 12 万円） | 【申請受付期間】令和 5 年 11 月 1 日～令和 6 年 1 月 15 日予定 | https://www.town.hinode.tokyo.jp/0000003553.html | 生活安全安心課<br>環境リサイクル係 |
| | | 日の出町エコ住宅促進機器設置費補助制度 | 補助金 | 太陽熱温水システム<br>1).自然循環式太陽熱温水器<br>2).強制循環式ソーラーシステム | 1).1 ㎡あたり 6 千円<br>（最大 3 ㎡）<br>（限度額 1 万 8 千円）<br>2).1 ㎡あたり 1 万円<br>（最大 6 ㎡）<br>（限度額 6 万円） | 【申請受付期間】令和 5 年 11 月 1 日～令和 6 年 1 月 16 日予定 | https://www.town.hinode.tokyo.jp/0000003554.html | 生活安全安心課<br>環境リサイクル係 |